

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成29年10月

岡山県人事委員会

目 次

別紙第1	報告	
第1	職員給与	1
第2	民間給与	
1	職種別民間給与実態調査	1
2	調査の実施結果	
(1)	初任給	2
(2)	給与改定	2
第3	職員給与と民間給与との比較	
1	月例給	3
2	特別給	3
第4	職員給与と国家公務員給与等との比較	
1	平均給与月額	4
2	ラスパイレス指数	4
第5	最近の賃金・雇用情勢等	
1	民間賃金の動向	4
2	物価及び生計費	4
3	雇用情勢	5
第6	人事院の給与に関する報告、勧告	5
第7	むすび	
1	職員給与	
(1)	給料表	9
(2)	初任給調整手当	9
(3)	期末手当及び勤勉手当	10
2	公務員人事管理	
(1)	人材の確保・育成	10
(2)	臨時・非常勤職員の任用の適正化	11
(3)	人事評価制度	11
(4)	仕事と生活の両立支援	12
(5)	長時間労働の是正	12
(6)	心の健康づくり	13
(7)	高齢層職員の活用	13
(8)	公務員倫理の徹底	14
3	給与勧告実施の要請	14
別紙第2	勧告	17

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与の実態を把握するとともに、職員給与等を決定するために必要な諸条件について調査した。

その結果は、次のとおりである。

第 1 職員給与

本年 4 月 1 日を基準として実施した「平成29年職員給与実態調査」によると、職員の総数は19,511人であって、その平均年齢は42.4歳、平均経験年数は19.8年、また、男女別構成は男性62.2%、女性37.8%、学歴別構成は大学卒84.5%、短大卒4.0%、高校卒11.5%、中学卒0.0%となっている。

これらの職員には、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の 5 種 9 表の給料表が適用されており、実際に支払われた職員全体の平均給与月額は、給料350,283円、扶養手当9,497円、地域手当3,872円、計363,652円となっている。

なお、職員の総数については、平成29年度から県費負担教職員に係る給与等の負担、定数の決定及び学級編成基準の決定が政令指定都市である岡山市へ移譲されたこと等に伴い、昨年 の 4 月に比べ、3,155人減少している。

(資料第 1 表、第 2 表)

第 2 民間給与

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した260の事業所を対象に、「平成29年職種

別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者9,427人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況や諸手当の支給状況等について、本年も引き続き調査を行った。

なお、本年の職種別民間給与実態調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、91.5%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

2 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で33.4%（昨年35.0%）、高校卒で26.9%（同29.0%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で45.5%（同32.0%）、高校卒で34.4%（同41.5%）となっており、大学卒で54.5%（同68.0%）、高校卒で65.6%（同58.5%）の事業所においては、初任給を据え置いている。

また、新卒事務員及び新卒技術者の初任給の平均額は、大学卒で195,180円（昨年194,460円）、高校卒で162,103円（同160,872円）と増加している。

（資料第14表、第16表）

(2) 給与改定

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は34.9%（昨年28.7%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.0%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は91.6%（昨年87.7%）となっているが、昇給額が昨年比べて増額となっている事業所の割合は28.9%（同12.5%）、減額となっている事業所の割合は3.4%（同10.9%）となっている。

（資料第17表、第19表）

第3 職員給与と民間給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢等の給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の諸手当を含む実際に支払われた給与額を対比させ、精密に比較した。

その結果、次表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均404円(0.11%)下回っていることが明らかになった。

(別表第1、第2)

民間給与(A)	職員給与(B) (平均44.1歳)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
376,102円	375,698円	404円 (0.11%)

注：民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当(特別給)の年間の平均支給割合(4.30月)を上回っている。

(資料第23表)

第4 職員給与と国家公務員給与等との比較

1 平均給与月額

職員のうち代表的職種である行政職給料表の適用を受ける職員と、これに相当する国家公務員との本年4月における平均給与月額^{※1}を比較すると、職員では、平均年齢44.1歳で375,698円、国家公務員では、平均年齢43.6歳で410,719円となっている。

※1 国家公務員の平均給与月額は、人事院の「平成29年国家公務員給与等実態調査（平成29年4月1日現在）」に基づくものである。

2 ラスパイレス指数

平成28年4月1日現在の地方公務員の給与額等を調査した総務省の「地方公務員給与実態調査」によると、国家公務員を100とした場合の職員のラスパイレス指数^{※2}は100.3（前年99.7）となっており、都道府県平均100.3（同99.7）と均衡している。

※2 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料表適用職員の給料額（本給）と国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給額（本給）とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較したものであり、現に支給されている給料額（俸給額）に基づいて算出される。

第5 最近の賃金・雇用情勢等

1 民間賃金の動向

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月の所定内給与と所定外給与を合わせた「きまって支給する給与」は、昨年4月に比べ、0.9%の増加となっている。

（資料第26表）

2 物価及び生計費

「小売物価統計調査」（総務省）に基づく本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で0.4%、岡山市で0.2%上昇している。

また、本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した、本年4月における岡山市の標準生計費は、2人世帯で189,130円、3人世帯で

209,890円、4人世帯で230,670円となっている。

(資料第25表、第26表)

3 雇用情勢

「労働力調査」(総務省)によると、本年4月の完全失業率(全国)は、昨年4月の水準から0.4ポイント低下し2.8%(季節調整値)となっている。

また、「一般職業紹介状況」(厚生労働省)によると、本年4月の有効求人倍率は、全国では昨年4月に比べ、0.15ポイント上昇し1.48倍(季節調整値)、本県では0.14ポイント上昇し1.67倍(同)となっている。

(資料第26表)

第6 人事院の給与に関する報告、勧告

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告し、給与制度の改正について勧告した。併せて、公務員人事管理について報告した。

その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

- ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率87.8%）

＜月例給＞ 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 631円 0.15%〔行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳〕

〔俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円〕

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

＜ボーナス＞ 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.42月（公務の支給月数 4.30月）

2 給与改定の内容と考え方

＜月例給＞

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
勤勉手当	0.85月(支給済み)	0.95月(現行0.85月)
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

[実施時期]

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
 - * 55歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上)の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

2 その他

(1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

(3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応えていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

(3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

(2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

第7 むすび

1 職員給与

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(1) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与を下回っていることが判明した。

本委員会としては、この較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行うこととした。

本年の改定に当たっては、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、民間給与との間に差が生じている初任給を引き上げるとともに、若年層へ重点的に配分する改定を行う。その他については、給与制度の総合的見直しにより世代間の給与配分の見直しを行ったことを踏まえて改定を行うこととする。再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じて改定し、行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を行うこととする。

また、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施することとする。

なお、本県の給与制度は、基本的に国に準じた内容としているところであり、任命権者から検討依頼されている課題については、よりの確に地域の民間給与の水準及び職員の勤務成績を給与に反映させる観点から、国の動向等を注視しつつ、本県の実情も踏まえながら、引き続き研究することとする。

(2) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の処遇を確保する観点

から、国家公務員の初任給調整手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

(3) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすることとする。支給月数の引上げ分については、本年度は、12月期の勤勉手当に充て、平成30年度以降は、勤勉手当に充てた上で、6月期と12月期が同一となるよう配分することとする。

なお、再任用職員の勤勉手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げることとし、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げることとする。それぞれの引上げ分については、職員の勤勉手当に準じて配分することとする。

2 公務員人事管理

(1) 人材の確保・育成

本県では、人口減少問題をはじめとする、様々な行政課題について、創意工夫を凝らしながら、多様な主体と連携して取り組むこととしており、職員には、大きく変化する社会情勢や複雑・高度化する行政ニーズに的確に答えていくことが求められている。このため、優秀な人材の確保・育成は、一層重要な課題となっている。

受験年齢層人口の減少や民間企業の採用意欲の高まりの中で、県職員採用試験の受験者数は近年減少しており、有能で意欲ある受験者をより多く確保するためには、広域自治体としての具体的な仕事内容、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境等の説明を通じ、やりがいや魅力等を広く発信していく必要がある。

本委員会は、これまでも、任命権者と連携し、県内での採用説明会、IJUターン促進のための東京・大阪での採用説明会のほか、SNSを活用した情報発信等を行ってきた。引き続き、県行政の担い手としてふ

さわしい人材の確保に向け、より細やかな情報提供を行うなどやり方を工夫して、募集・広報活動の充実・強化に取り組む。

また、採用試験については、民間企業等での経験を県政に生かしてもらうため、社会人経験者等を対象とした採用試験を、平成28年度に土木職、本年度から行政職について開始した。引き続き、従来からの採用試験を含め、試験実施方法の改善に向けて研究・分析を行い、必要に応じて見直していくこととする。

人材育成については、各任命権者において、研修所や職場内での研修等に取り組んでいるが、職員一人ひとりが、モチベーションと主体性を高め、持てる能力を最大限発揮できるよう、今後とも、職員の職責やキャリア形成に応じ、計画的に職員の意識改革と能力開発に取り組んでいく必要がある。

特に、女性活躍推進の観点から、女性職員に多様な経験を積ませることなどにより、引き続き、積極的に登用を進めていくことが重要である。

(2) 臨時・非常勤職員の任用の適正化

行政ニーズの多様化等に対応し、公務の効率的かつ適正な運営を推進するため、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、会計年度任用職員の任用及び給付についての規定の整備を内容とする地方公務員法等の改正法が成立し、平成32年4月に施行されることとなった。

各任命権者は、現在の臨時・非常勤職員の実態を踏まえ、その任用根拠について整理するとともに、会計年度任用職員に関する規定を整備するなど、法施行に向け、遺漏のないよう準備を行う必要がある。

(3) 人事評価制度

人事評価制度は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を目的として、平成28年度までに全ての任命権者において本格的運用が始まったところである。

職員の能力及び実績を的確に判断し、処遇に反映していくことは、職員の士気及び組織活力の維持・向上の観点からも重要である。今後とも、各職場において、目標設定、面談及び日常の勤務における指導・助言等

を適切に行うことにより、人材育成につなげるとともに、職種、職場によって公務の内容や勤務環境が異なることも踏まえながら、評価者と評価対象者双方にとって納得性のある制度として維持し、本来の制度趣旨を十分発揮できるよう取り組む必要がある。

(4) 仕事と生活の両立支援

出産・育児や介護に直面した職員が離職することなく継続して働けることは、任命権者にとっても有為な人材の流出を防ぎ、公務能率と行政サービスの向上を図る上で重要である。

本県では、育児休業や介護休暇等について逐次拡充が図られてきたところであるが、これらの制度は必要とする職員に活用されて初めて意味を持つものである。任命権者においては、働き方改革は意識改革であるとの認識に立ち、職員にワーク・ライフ・バランスに対する一層の理解と、各種休業・休暇制度の積極的な活用を促していくことが求められる。

(5) 長時間労働の是正

長時間労働是正の機運は、社会全体でかつてないほどの高まりを見せている。本県においても、従前から超過勤務縮減に向けた数々の取組がなされてきたが、依然として一人当たりの超過勤務時間が年間500時間を超える職場が見られるなど、効果は十分とは言えない状況である。

本来、時間外勤務は、やむを得ない場合に、その必要性を十分に検討した上で命じられるべきものである。あらゆる職場の管理監督者は、事前命令を徹底した上で、超過勤務の実態を把握し、事務分掌の見直しや所属内での繁閑調整をタイムリーに行うなど、業務配分の適正化にも大胆かつ柔軟に取り組まなければならない。こうした職場における取組に加え、任命権者においては、業務の削減・合理化を進めるなどの方策を尽くした上でもなお恒常的に超過勤務を行わざるを得ない場合には、業務量に応じた適正な執行体制の確保も含め、長時間労働の是正に向けた抜本的な対策を検討する必要がある。

特に学校現場では、様々な努力にもかかわらず教職員の長時間労働が常態化しており、早急な改善が望まれる。教育委員会においては、本年

4月に「働き方改革プラン」を策定したところであるが、このプランを着実に実施していくことに加え、業務の一つひとつを精査し、思い切った業務の見直しを行うなど、具体的な取組を強力に進めることにより、教職員の負担軽減に最大限の努力を払わなければならない。

長時間労働の是正は、職員の心身の健康及び公務能率の保持のみならず、ワーク・ライフ・バランス、人材確保の観点からも最優先に解決されるべき課題である。本委員会としては、各任命権者の責任において、より実効性のある取組を推進していくことを強く求めるものである。

(6) 心の健康づくり

心の健康の問題により休職、又は休暇を取得している職員は、依然として多い状況にある。各任命権者においては、職員の健康障害防止策や気軽に相談できる環境づくり等、未然防止と早期発見・早期対応に重点を置いたメンタルヘルス対策に取り組むとともに、円滑な職場復帰と再発防止に向けて、職場環境の整備や職場と関係機関等との連携の維持・強化を図ることが重要である。

心の健康の問題は、一旦発症すれば長期化し、復職後の再発リスクも高い傾向があるため、何よりも未然防止が肝要である。各任命権者においては、ストレスチェックにより職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、その分析結果を活用して職場環境の課題を把握し、改善につなげていく必要がある。

(7) 高齢層職員の活用

少子化や高齢化が進む中、質の高い行政サービスを提供するためには、高齢層職員が、その知識・経験を有効に活用し、士気を維持しながら活躍できる環境を整備することが重要である。国においては、定年延長の具体的検討を始めており、その議論を注視しつつも、当面は、雇用と年金の接続について、再任用制度の活用により対応していく必要がある。

今後、再任用希望者の増加が見込まれるため、各任命権者においては、中長期的に公務組織が持続可能なものとなるよう、人事管理と組織体制や職務分担の見直し等を継続的に行いながら、再任用職員の職域の拡大

やフルタイムでの任用の拡大等に向けた取組を進め、再任用職員の能力と経験を生かせる職務への配置等に努める必要がある。

また、再任用職員の給与については、再任用職員の増加や在職期間の長期化の状況等を注視しつつ、引き続き国や他の都道府県、民間事業所等の動向を踏まえ、その在り方について必要な検討を進めることとする。

(8) 公務員倫理の徹底

本県職員の多くが真摯な姿勢で日々の業務に取り組む一方、依然として不祥事が後を絶たない。各任命権者においては、これまでの取組を検証するとともに、あらゆる機会を通じて服務規律の遵守を徹底し、管理監督者はもとより職員一人ひとりが公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って、全力で職務に精励できるよう、不祥事の根絶に向けた取組を強く推し進めなくてはならない。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等は、重大な人権侵害であり、被害を受けた職員のメンタルヘルスに悪影響を及ぼすだけでなく、職場環境の悪化をも招くものである。研修等を通じた意識啓発や、新たに設置された総合ハラスメント相談窓口等の取組により、あらゆるハラスメント行為の予防・解決に引き続き十分な対策が講じられる必要がある。

3 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによ

る。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支店長 工場長	・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長
部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
部 次 長	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者
課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課 長 代 理	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者
係 長	・ 係の長及び係長級専門職 ・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者
主 任	・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者
係 員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
等級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	本庁部次長	課 長		
7級	本庁困難課長		課長代理	課 長
6級	本庁課長	課 長		
5級	副参事		係 長	課 長
4級	主幹	係 長		
3級	主任		主 任	係 長
2級	主事技師	主 任		
1級			係 員	係 員

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当について

ア 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,300円とすること。

イ 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,700円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 平成29年12月期の支給割合

(ア) 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.95月分(特定幹部職員にあっては、1.15月分)とすること。

(イ) 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.45月分(特定幹部職員にあっては、0.55月分)とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成30年6月期以降の支給割合

(ア) 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分

(特定幹部職員にあっては、1.1月分) とすること。

(イ) 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分(特定幹部職員にあっては、0.525月分) とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(2)のアについては平成29年12月1日から、第1の2の(2)のイについては、平成30年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	148,200	198,700	235,100	268,200	294,200	324,700	368,500	413,900	464,200
	2	149,300	200,500	236,700	270,100	296,400	326,900	371,100	416,300	467,300
	3	150,500	202,300	238,200	271,900	298,700	329,200	373,600	418,800	470,300
	4	151,600	204,000	239,800	274,000	300,800	331,400	376,200	421,200	473,300
	5	152,800	205,600	241,300	275,800	302,800	333,600	378,100	423,100	476,300
	6	153,900	207,400	243,000	277,700	305,100	335,600	380,600	425,400	479,300
	7	155,000	209,200	244,500	279,600	307,400	337,800	382,900	427,500	482,300
	8	156,100	211,000	246,100	281,700	309,600	340,000	385,400	429,700	485,400
	9	157,200	212,600	247,400	283,800	311,600	342,000	387,900	431,700	488,100
	10	158,600	214,400	248,900	285,800	313,900	344,200	390,600	433,800	491,200
	11	160,000	216,200	250,500	287,900	316,100	346,200	393,200	435,900	494,200
	12	161,300	217,900	251,900	289,900	318,400	348,400	395,900	438,000	497,300
	13	162,600	219,500	253,400	291,900	320,500	350,200	398,300	439,700	500,000
	14	164,100	221,400	254,900	294,000	322,600	352,200	400,600	441,500	502,300
	15	165,600	223,300	256,200	296,000	324,800	354,300	402,800	443,500	504,600
	16	167,200	225,200	257,600	298,000	326,900	356,300	405,200	445,500	506,900
	17	168,600	226,800	259,100	299,900	328,900	358,000	407,000	447,400	509,000
	18	170,100	228,500	260,800	301,900	330,900	360,000	409,000	449,200	510,400
	19	171,600	230,100	262,500	304,000	332,900	361,800	410,900	451,000	511,900
	20	173,100	231,700	264,300	306,000	334,900	363,700	412,700	452,700	513,300
	21	174,500	233,200	265,900	308,000	336,700	365,700	414,600	454,500	514,500
	22	177,200	234,900	267,700	310,100	338,800	367,600	416,400	456,000	515,900
	23	179,900	236,500	269,400	312,100	340,800	369,600	418,200	457,400	517,400
	24	182,600	238,100	271,100	314,200	342,900	371,500	420,100	458,900	518,900
再任用職員以外の職員	25	185,300	239,300	273,100	315,900	344,300	373,500	421,900	460,300	520,000
	26	187,000	240,800	275,000	318,000	346,200	375,400	423,400	461,600	521,100
	27	188,700	242,200	276,800	320,000	348,100	377,400	424,900	462,900	522,300
	28	190,400	243,500	278,600	322,000	350,000	379,400	426,500	464,100	523,500
	29	191,900	244,800	280,300	323,800	351,700	380,900	428,100	465,100	524,500
	30	193,700	246,000	282,200	325,800	353,600	382,700	429,400	465,800	525,400
	31	195,500	247,000	284,100	327,900	355,500	384,500	430,700	466,600	526,300
	32	197,100	248,200	285,800	330,000	357,300	386,100	431,900	467,300	527,200
	33	198,700	249,500	287,400	331,300	359,200	387,900	433,100	468,000	528,000
	34	200,200	250,700	289,300	333,300	361,000	389,300	434,400	468,800	528,900
	35	201,700	251,900	291,100	335,200	362,800	390,800	435,700	469,500	529,600
	36	203,100	253,200	293,000	337,300	364,500	392,400	436,900	470,100	530,100
	37	204,400	254,100	294,600	339,200	365,900	393,800	438,100	470,600	530,800
	38	205,700	255,500	296,300	341,100	367,200	395,000	438,900	471,200	531,400
	39	207,000	256,900	298,100	343,100	368,600	396,200	439,700	471,800	532,200
	40	208,300	258,400	299,900	345,000	370,000	397,300	440,500	472,400	532,800
	41	209,500	259,800	301,500	346,900	371,300	398,400	441,100	472,900	533,300
	42	210,800	261,200	303,200	348,800	372,200	399,600	441,800	473,400	
	43	212,000	262,600	304,700	350,600	373,300	400,800	442,500	473,800	
	44	213,200	263,900	306,300	352,500	374,400	401,900	443,200	474,100	
	45	214,400	265,100	307,900	354,000	375,200	402,600	444,000	474,400	
	46	215,700	266,400	309,600	355,400	376,100	403,300	444,800		
	47	216,900	267,800	311,200	356,900	377,000	404,000	445,200		
	48	218,100	269,100	312,900	358,400	377,900	404,700	445,900		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	219,200	270,300	313,900	360,000	378,800	405,300	446,400		
	50	220,300	271,400	315,400	360,800	379,600	405,900	446,800		
	51	221,300	272,700	316,900	362,000	380,400	406,400	447,200		
	52	222,400	274,000	318,500	363,000	381,200	406,800	447,600		
	53	223,400	275,000	320,100	363,900	381,900	407,200	448,000		
	54	224,300	276,100	321,700	365,000	382,600	407,500	448,400		
	55	225,000	277,400	323,300	365,900	383,300	407,800	448,800		
	56	225,900	278,700	324,800	367,000	384,000	408,100	449,100		
	57	226,400	279,700	326,300	367,900	384,500	408,400	449,400		
	58	227,300	280,700	327,500	368,600	385,100	408,700	449,800		
	59	228,200	281,600	328,700	369,300	385,700	409,000	450,100		
	60	229,100	282,700	329,900	370,000	386,400	409,300	450,400		
	61	229,900	283,800	330,600	370,400	386,800	409,600	450,700		
	62	230,900	284,800	331,500	371,000	387,500	409,900			
	63	231,600	285,700	332,300	371,700	388,100	410,200			
	64	232,400	286,700	333,100	372,400	388,700	410,500			
	65	233,100	287,300	334,000	372,700	389,100	410,800			
	66	233,900	288,200	334,400	373,400	389,700	411,100			
	67	234,800	288,900	335,100	374,100	390,300	411,400			
	68	235,700	289,800	335,900	374,800	390,900	411,700			
	69	236,400	290,800	336,700	375,100	391,300	411,900			
	70	237,000	291,600	337,400	375,700	391,800	412,200			
	71	237,500	292,400	338,100	376,400	392,300	412,500			
	72	238,200	293,200	338,800	377,000	392,900	412,800			
再任 用職 員以 外の 職員	73	238,800	294,000	339,300	377,300	393,200	413,000			
	74	239,400	294,500	339,900	377,900	393,600	413,300			
	75	240,000	294,900	340,400	378,600	394,000	413,600			
	76	240,600	295,400	341,000	379,200	394,400	413,800			
	77	241,300	295,500	341,300	379,600	394,700	414,000			
	78	242,100	295,900	341,800	380,100	395,000	414,300			
	79	242,900	296,100	342,200	380,700	395,300	414,600			
	80	243,600	296,500	342,700	381,200	395,600	414,800			
	81	244,200	296,700	343,100	381,700	395,800	415,000			
	82	244,900	296,900	343,600	382,300	396,100	415,300			
	83	245,600	297,300	344,100	382,800	396,400	415,600			
	84	246,300	297,600	344,600	383,100	396,600	415,800			
	85	246,900	297,900	344,900	383,500	396,800	416,000			
	86	247,600	298,200	345,300	384,000	397,100				
	87	248,300	298,500	345,800	384,400	397,400				
	88	249,000	298,900	346,200	384,800	397,600				
	89	249,600	299,200	346,500	385,200	397,800				
	90	250,100	299,600	346,900	385,700	398,100				
	91	250,400	299,900	347,400	386,100	398,400				
	92	250,800	300,300	347,800	386,500	398,600				
	93	251,100	300,400	348,000	386,800	398,800				
	94		300,600	348,400						
	95		301,000	348,900						
	96		301,400	349,300						
	97		301,600	349,400						
	98		301,900	349,900						
	99		302,300	350,300						
	100		302,700	350,600						

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	101		302,900	350,900						
	102		303,200	351,300						
	103		303,600	351,700						
	104		303,900	352,100						
	105		304,100	352,600						
	106		304,400	353,000						
	107		304,800	353,400						
	108		305,100	353,800						
	109		305,300	354,300						
	110		305,700	354,700						
	111		306,100	355,000						
	112		306,400	355,300						
	113		306,500	355,800						
	114		306,800							
	115		307,100							
	116		307,500							
	117		307,700							
	118		307,900							
	119		308,200							
	120		308,500							
	121		308,900							
	122		309,100							
	123		309,400							
	124		309,700							
	125		310,000							
再任用職員		190,900	218,700	261,000	280,400	295,500	320,900	362,600	395,700	446,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	171,900	187,800	214,600	254,200	298,900	325,100	353,400	388,700	429,000
	2	173,600	189,600	216,600	256,000	300,800	327,200	355,600	390,800	430,800
	3	175,400	191,400	218,600	257,800	302,800	329,400	357,900	392,700	432,700
	4	177,100	193,200	220,600	259,600	305,000	331,500	360,100	394,700	434,600
	5	178,700	195,200	222,500	261,300	306,700	333,800	362,100	396,300	436,000
	6	180,600	197,500	224,500	263,100	308,800	336,000	364,200	398,200	437,700
	7	182,400	199,800	226,500	264,900	310,900	338,300	366,400	399,900	439,300
	8	184,300	202,100	228,400	266,700	313,100	340,500	368,600	401,600	440,800
	9	186,100	204,400	230,400	268,100	315,100	342,300	370,400	403,300	442,400
	10	187,800	207,000	232,200	269,900	317,300	344,600	372,600	405,300	444,100
	11	189,500	209,500	234,000	271,300	319,600	346,800	374,600	407,300	445,700
	12	191,200	212,000	235,800	272,600	321,700	349,100	376,800	409,400	447,300
	13	193,100	214,400	237,500	274,200	323,800	351,100	378,700	411,100	448,400
	14	195,300	216,200	239,300	275,600	326,100	353,200	380,800	413,200	450,000
	15	197,400	218,000	241,100	276,700	328,300	355,400	382,900	415,200	451,800
	16	199,600	219,800	243,000	278,000	330,500	357,500	385,000	417,300	453,600
	17	201,800	221,600	244,600	278,900	332,300	359,600	386,600	419,000	455,200
	18	204,200	223,500	246,400	280,300	334,600	361,600	388,600	420,700	457,000
	19	206,600	225,300	248,200	281,700	336,700	363,600	390,500	422,400	458,800
	20	209,000	227,000	250,000	283,100	339,000	365,700	392,500	424,000	460,500
	21	211,600	228,700	251,700	284,400	341,000	367,500	394,300	425,700	462,100
	22	213,400	230,500	253,200	285,800	343,000	369,500	396,400	427,300	463,800
	23	215,200	232,300	254,700	287,100	345,100	371,400	398,500	428,700	465,400
	24	217,000	234,100	256,100	288,600	347,100	373,500	400,500	430,200	467,200
再任用職員以外の職員	25	218,700	235,700	257,300	289,800	349,000	375,200	402,200	431,500	468,700
	26	220,500	237,400	258,700	291,700	351,100	377,200	404,200	432,900	470,100
	27	222,300	239,000	260,100	293,700	353,000	379,200	406,300	434,400	471,600
	28	224,000	240,600	261,400	295,700	355,000	381,200	408,400	436,000	472,900
	29	225,800	242,000	262,600	297,600	356,900	383,100	409,900	437,300	474,100
	30	227,600	243,700	263,700	299,600	359,000	385,200	411,700	439,000	474,800
	31	229,400	245,400	265,000	301,400	360,900	387,300	413,400	440,700	475,500
	32	231,100	247,200	266,100	303,300	363,000	389,300	415,100	442,300	476,200
	33	232,800	248,800	266,700	305,100	364,500	391,200	416,800	443,700	476,700
	34	234,500	250,400	267,900	306,900	366,500	393,300	418,300	445,400	477,500
	35	236,100	252,000	269,000	308,800	368,400	395,400	419,900	447,100	478,200
	36	237,700	253,500	270,200	310,600	370,500	397,300	421,400	448,700	478,800
	37	239,100	254,800	271,100	312,400	372,400	399,000	422,700	450,100	479,100
	38	240,800	256,300	272,300	314,300	374,500	400,500	424,200	450,800	479,700
	39	242,500	257,600	273,300	316,200	376,500	401,800	425,700	451,500	480,200
	40	244,300	258,800	274,300	317,900	378,500	403,200	427,200	452,200	480,700
	41	245,900	260,000	275,500	319,700	380,500	404,400	428,700	452,600	481,200
	42	247,400	261,200	276,900	321,500	382,600	405,500	430,000	453,200	481,600
	43	248,900	262,300	278,200	323,400	384,700	406,500	431,300	453,900	482,000
	44	250,300	263,400	279,400	325,300	386,700	407,500	432,500	454,500	482,400
	45	251,500	264,200	280,500	327,000	388,400	408,700	433,500	455,300	482,700
	46	252,700	265,300	282,000	328,900	390,100	409,900	434,200	456,000	
	47	253,800	266,400	283,500	330,800	391,700	411,000	435,000	456,500	
	48	254,900	267,600	285,100	332,600	393,400	412,200	435,800	457,000	
	49	255,800	268,500	286,900	334,100	394,800	413,500	436,300	457,500	
	50	256,900	269,700	288,600	335,700	395,800	414,300	436,700	457,800	
	51	258,100	270,700	290,300	337,100	396,800	415,100	437,100	458,100	
	52	259,200	271,800	291,800	338,800	397,800	415,800	437,400	458,500	

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	53	259,900	273,000	293,300	340,300	399,100	416,300	437,700	458,900	
	54	261,100	274,000	295,100	342,000	400,200	417,000	438,100	459,100	
	55	262,000	275,400	296,800	343,700	401,300	417,700	438,400	459,400	
	56	263,200	276,600	298,500	345,500	402,500	418,300	438,700	459,600	
	57	264,200	277,600	300,000	346,500	403,800	419,000	439,000	460,000	
	58	265,200	279,200	301,700	348,200	404,600	419,400	439,300	460,200	
	59	266,000	280,600	303,500	349,800	405,400	420,000	439,600	460,400	
	60	267,000	282,200	305,300	351,400	406,100	420,600	439,900	460,600	
	61	268,100	283,800	306,700	353,000	406,600	421,000	440,200	461,000	
	62	269,100	285,400	308,500	354,700	407,300	421,600	440,500		
	63	270,200	287,000	310,300	356,400	408,000	422,100	440,800		
	64	271,100	288,500	312,000	358,100	408,700	422,600	441,100		
	65	272,200	289,900	313,400	359,700	409,000	423,100	441,400		
	66	273,400	291,300	315,100	361,300	409,700	423,700	441,700		
	67	274,600	292,800	316,500	362,900	410,400	424,100	442,000		
	68	275,900	294,200	318,200	364,500	411,000	424,600	442,300		
	69	277,100	295,800	319,600	365,700	411,400	425,000	442,500		
	70	278,500	297,300	321,000	367,100	411,900	425,300	442,800		
	71	279,900	298,900	322,400	368,400	412,500	425,600	443,100		
	72	281,200	300,500	323,900	369,800	413,000	425,900	443,400		
	73	282,400	301,700	324,700	371,000	413,500	426,200	443,600		
	74	283,800	303,100	326,300	372,200	413,900	426,500	443,900		
	75	285,200	304,600	327,800	373,500	414,400	426,800	444,200		
	76	286,400	306,100	329,500	374,800	414,900	427,100	444,500		
再任用職員以外の職員	77	287,600	307,100	331,300	376,100	415,400	427,300	444,700		
	78	288,800	308,600	333,000	377,300	415,900	427,600	445,000		
	79	290,000	309,800	334,600	378,500	416,500	427,900	445,300		
	80	291,000	311,300	336,200	379,700	417,000	428,200	445,600		
	81	292,100	312,600	337,900	380,900	417,400	428,400	445,800		
	82	293,300	314,000	339,600	382,100	418,000	428,700	446,100		
	83	294,600	315,200	341,200	383,200	418,500	429,000	446,400		
	84	295,900	316,600	342,900	384,400	418,700	429,200	446,700		
	85	297,100	317,600	344,300	385,500	419,000	429,400	446,900		
	86	298,300	319,100	345,800	386,100	419,500	429,700			
	87	299,200	320,400	347,300	386,600	419,800	430,000			
	88	300,400	321,900	348,800	387,200	420,100	430,200			
	89	301,400	323,400	350,100	387,800	420,400	430,400			
	90	302,600	324,900	351,300	388,400	420,800	430,700			
	91	303,700	326,300	352,600	389,000	421,200	431,000			
	92	304,900	327,800	353,900	389,600	421,600	431,200			
	93	305,500	329,100	355,300	389,900	421,900	431,400			
	94	306,800	330,400	356,800	390,400					
	95	307,900	331,800	358,300	391,000					
	96	309,200	333,100	359,800	391,500					
	97	310,300	334,300	361,100	391,900					
	98	311,500	335,600	362,300	392,300					
	99	312,700	336,900	363,400	392,900					
	100	313,900	338,200	364,600	393,400					
	101	315,100	339,600	365,700	393,800					
	102	316,100	340,500	366,800	394,300					
	103	317,200	341,600	367,900	394,900					
	104	318,200	342,800	369,100	395,400					

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任 職員 以外 の 職員	105	319,000	343,900	370,300	395,700					
	106	319,600	345,000	370,800	396,100					
	107	320,200	346,000	371,400	396,600					
	108	320,900	347,100	372,000	396,900					
	109	321,400	348,300	372,600	397,200					
	110	321,900	349,300	373,100	397,700					
	111	322,400	350,300	373,600	398,200					
	112	323,000	351,200	374,100	398,700					
	113	323,800	352,100	374,500	399,000					
	114	324,500	353,000	374,900	399,500					
	115	325,200	354,000	375,500	400,000					
	116	325,900	355,000	376,000	400,500					
	117	326,500	356,000	376,400	400,800					
	118	327,300	356,500	376,900	401,300					
	119	328,000	357,100	377,500	401,800					
	120	328,800	357,700	378,000	402,300					
	121	329,400	358,000	378,100	402,700					
	122	329,700	358,400	378,700	403,200					
	123	330,200	358,900	379,200	403,600					
	124	330,700	359,300	379,600	404,100					
125	331,000	359,700	380,100	404,500						
126		360,100	380,600							
127		360,600	381,100							
128		361,000	381,600							
129		361,400	381,900							
130		361,800	382,400							
131		362,200	382,900							
132		362,600	383,400							
133		362,800	383,700							
134		363,300	384,200							
135		363,700	384,600							
136		364,000	385,000							
137		364,300	385,300							
138		364,700	385,800							
139		365,200	386,300							
140		365,700	386,800							
141		366,000	387,100							
142		366,500								
143		367,000								
144		367,500								
145		367,800								
再任 職員		245,000	256,900	261,100	294,800	311,300	325,400	348,900	384,100	415,700

備考 この表は、警察官の職にある職員に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	162,100	206,900	267,700	335,800	423,100
	2	163,600	208,600	270,200	338,000	424,900
	3	165,100	210,300	272,500	340,300	426,700
	4	166,600	212,000	274,800	342,400	428,400
	5	168,400	213,900	277,400	344,700	429,900
	6	170,300	215,600	279,800	346,900	431,400
	7	172,100	217,300	282,000	349,200	433,300
	8	173,900	218,900	284,200	351,500	435,200
	9	175,700	220,600	286,500	353,300	437,000
	10	177,800	222,500	288,800	355,400	438,800
	11	179,900	224,300	291,200	357,500	440,700
	12	181,900	226,100	293,400	359,600	442,500
	13	183,900	227,800	295,800	361,700	444,200
	14	186,100	229,800	297,900	363,700	446,100
	15	188,400	231,800	299,800	365,700	447,900
	16	190,700	233,800	301,800	367,700	449,800
	17	193,000	235,600	303,900	369,500	451,500
	18	195,600	238,300	306,400	371,400	453,300
	19	198,200	241,000	308,900	373,200	455,100
	20	200,700	243,700	311,600	375,200	456,900
	21	203,200	246,400	313,900	376,800	458,500
	22	204,900	249,300	316,500	378,700	460,200
	23	206,600	252,100	318,800	380,600	462,100
	24	208,300	254,800	321,500	382,500	463,800
	25	209,900	257,400	324,100	383,800	465,500
	26	211,600	260,000	326,400	385,600	467,100
	27	213,200	262,500	328,800	387,400	468,700
	28	214,700	264,800	331,000	389,300	470,200
	29	216,200	267,500	333,300	391,200	471,700
	30	217,900	269,900	335,300	393,100	473,000
	31	219,600	272,100	337,500	395,000	474,300
	32	221,300	274,300	339,700	397,000	475,600
	33	222,800	276,400	341,600	398,700	476,800
	34	224,600	278,600	343,700	400,400	477,500
	35	226,300	280,800	345,800	402,000	478,200
	36	228,000	282,800	347,900	403,800	478,900
	37	229,600	285,100	350,000	405,000	479,500
	38	231,400	287,100	352,100	406,500	
	39	233,200	289,000	354,300	407,900	
	40	235,000	291,000	356,400	409,300	
	41	236,800	292,800	358,400	411,000	
	42	238,600	295,200	360,500	412,400	
	43	240,400	297,500	362,400	413,700	
44	242,100	300,000	364,500	415,200		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	243,500	302,100	366,300	416,800	
	46	245,200	304,600	368,300	418,100	
	47	246,500	306,900	370,300	419,600	
	48	247,700	309,600	372,300	421,200	
	49	249,200	312,000	373,900	422,900	
	50	250,700	314,400	375,700	424,300	
	51	251,900	316,900	377,600	425,900	
	52	253,400	319,200	379,600	427,400	
	53	254,600	321,500	381,500	429,100	
	54	255,800	323,700	383,300	430,600	
	55	257,200	325,800	385,100	432,200	
	56	258,300	328,000	386,800	433,800	
	57	259,600	330,100	388,300	435,300	
	58	260,700	332,200	389,900	436,800	
	59	261,800	334,300	391,600	438,000	
	60	263,000	336,300	393,300	439,200	
	61	264,300	338,400	394,500	440,400	
	62	265,600	340,500	395,900	441,700	
	63	267,000	342,700	397,300	443,000	
	64	268,100	344,900	398,600	444,200	
	65	269,400	346,700	400,000	445,400	
	66	270,900	348,900	401,200	446,600	
	67	272,400	350,900	402,600	447,800	
	68	274,100	353,100	404,000	449,000	
	69	275,600	354,900	405,300	450,200	
	70	277,000	356,800	406,600	451,400	
	71	278,400	358,900	408,000	452,600	
	72	279,800	360,900	409,300	453,800	
	73	280,900	362,500	410,600	454,900	
	74	282,300	364,400	412,000	455,500	
	75	283,700	366,200	413,400	456,000	
	76	284,900	368,100	414,700	456,500	
	77	286,200	370,000	415,900	457,000	
	78	287,400	371,700	417,100		
	79	288,600	373,400	418,400		
	80	289,800	375,000	419,800		
	81	290,900	376,500	421,100		
	82	292,100	378,000	422,300		
	83	293,300	379,500	423,300		
	84	294,500	380,900	424,500		
	85	295,600	382,000	425,700		
	86	296,700	383,400	426,900		
	87	297,700	384,800	428,100		
	88	298,900	386,100	429,100		
	89	300,000	387,400	430,200		
	90	301,100	388,700	431,200		
	91	302,300	389,900	432,200		
92	303,500	391,200	433,200			

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	93	304,100	392,500	434,100		
	94	305,100	393,600	434,900		
	95	306,200	394,900	435,700		
	96	307,400	396,100	436,500		
	97	308,400	397,500	437,300		
	98	309,500	398,500	437,700		
	99	310,500	399,600	438,100		
	100	311,600	400,600	438,500		
	101	312,500	401,500	438,900		
	102	313,600	402,500	439,200		
	103	314,700	403,600	439,500		
	104	315,700	404,700	439,800		
	105	316,300	405,400	440,100		
	106	317,200	406,300	440,400		
	107	318,000	407,200	440,700		
	108	318,800	408,100	440,900		
	109	319,700	408,900	441,100		
	110	320,100	409,800			
	111	320,500	410,600			
	112	321,000	411,400			
	113	321,600	412,000			
	114	322,000	412,700			
	115	322,500	413,400			
	116	323,000	414,100			
	117	323,600	414,700			
	118	324,100	415,200			
	119	324,500	415,600			
	120	325,000	416,000			
	121	325,500	416,400			
	122	325,900	416,700			
	123	326,400	417,000			
	124	326,900	417,200			
	125	327,500	417,400			
	126	327,800	417,700			
	127	328,100	418,000			
	128	328,400	418,200			
	129	328,600	418,400			
	130	328,900	418,700			
	131	329,200	419,000			
132	329,500	419,200				
133	329,700	419,400				
134	329,900	419,700				
135	330,100	420,000				
136	330,400	420,200				
137	330,700	420,400				
138	330,900	420,700				
139	331,200	421,000				
140	331,500	421,200				

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	141	331,700	421,400			
	142	331,900	421,700			
	143	332,200	422,000			
	144	332,400	422,200			
	145	332,700	422,400			
	146	332,900				
	147	333,200				
	148	333,500				
	149	333,700				
	150	333,900				
	151	334,200				
	152	334,500				
153	334,700					
再任 用職 員		239,400	280,500	309,200	337,300	421,400

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	162,100	178,200	267,700	296,700	412,900
	2	163,600	180,300	270,200	299,300	414,400
	3	165,100	182,400	272,500	302,200	415,900
	4	166,600	184,600	274,800	304,700	417,400
	5	168,400	186,700	277,400	307,200	418,800
	6	170,300	188,900	279,800	309,600	420,200
	7	172,100	191,100	282,000	311,900	421,700
	8	173,900	193,300	284,200	314,300	423,300
	9	175,700	195,700	286,500	316,700	424,700
	10	177,800	198,500	288,800	319,300	426,100
	11	179,900	201,300	291,200	322,000	427,500
	12	181,900	204,000	293,400	324,900	428,800
	13	183,900	206,900	295,800	327,400	430,100
	14	186,100	208,600	297,900	329,400	431,500
	15	188,400	210,300	299,800	331,400	432,900
	16	190,700	212,000	301,800	333,700	434,300
	17	193,000	213,900	303,900	335,800	435,500
	18	195,600	215,600	306,400	338,000	436,800
	19	198,100	217,300	308,900	340,300	438,000
	20	200,700	218,900	311,600	342,400	439,300
	21	203,200	220,600	313,900	344,700	440,400
	22	204,900	222,500	316,500	346,900	441,600
	23	206,600	224,300	318,800	349,200	442,900
	24	208,300	226,100	321,500	351,500	444,200
	25	209,900	227,800	324,100	353,300	445,500
	26	211,500	229,800	326,400	355,100	446,700
	27	213,100	231,800	328,800	357,000	447,700
	28	214,600	233,800	331,000	358,900	448,800
	29	216,100	235,600	333,300	360,700	450,000
	30	217,800	238,300	335,300	362,500	450,800
	31	219,400	241,000	337,500	364,200	451,600
	32	221,100	243,700	339,700	366,100	452,500
	33	222,600	246,400	341,600	367,600	453,400
	34	224,300	249,300	343,700	369,300	453,900
	35	225,900	252,100	345,800	370,800	454,400
	36	227,500	254,800	347,800	372,600	454,900
	37	229,000	257,400	349,800	374,500	455,400
	38	230,700	260,000	351,700	376,000	
	39	232,400	262,500	353,700	377,400	
	40	234,100	264,800	355,600	379,000	
	41	235,800	267,500	357,300	380,100	
	42	237,600	269,900	359,100	381,500	
	43	239,400	272,100	360,700	382,900	
44	241,100	274,300	362,400	384,400		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	242,800	276,400	364,200	385,900	
	46	244,400	278,600	365,900	387,500	
	47	245,800	280,800	367,300	389,100	
	48	247,200	282,800	368,900	390,600	
	49	248,600	285,100	370,100	392,000	
	50	250,000	287,100	371,600	393,500	
	51	251,500	289,000	373,200	395,000	
	52	252,700	291,000	374,800	396,400	
	53	253,800	292,800	376,300	397,600	
	54	255,200	295,200	377,800	398,900	
	55	256,400	297,500	379,300	400,000	
	56	257,600	300,000	380,800	401,100	
	57	258,800	302,100	382,300	402,500	
	58	260,000	304,600	383,700	403,700	
	59	261,100	306,900	385,100	404,900	
	60	262,300	309,600	386,400	406,200	
	61	263,700	312,000	387,300	407,400	
	62	264,900	314,400	388,500	408,400	
	63	266,100	316,900	389,700	409,800	
	64	267,000	319,200	390,800	411,100	
	65	268,000	321,500	391,700	412,300	
	66	269,400	323,700	392,900	413,400	
	67	270,800	325,800	393,900	414,600	
	68	272,300	328,000	395,000	415,700	
	69	273,900	330,100	396,200	416,700	
	70	275,400	332,200	397,200	417,900	
	71	276,900	334,400	398,300	419,100	
	72	278,300	336,400	399,500	420,300	
	73	279,300	338,500	400,500	420,900	
	74	280,500	340,600	401,600	421,700	
	75	281,800	342,800	402,700	422,400	
	76	283,000	345,000	403,800	422,900	
	77	284,300	346,700	404,700	423,200	
	78	285,400	348,600	405,600	423,600	
	79	286,600	350,300	406,600	424,000	
	80	287,800	352,100	407,600	424,400	
	81	289,000	353,900	408,400	424,700	
	82	289,900	355,700	409,200	425,100	
	83	291,100	357,200	409,900	425,500	
	84	292,300	359,000	410,700	425,800	
	85	293,300	360,200	411,400	426,100	
	86	294,200	361,800	412,200	426,500	
	87	294,900	363,300	412,900	426,900	
	88	295,900	364,800	413,600	427,200	
	89	296,900	366,200	414,200	427,500	
	90	297,800	367,500	414,900	427,800	
	91	298,700	368,900	415,400	428,100	
92	299,600	370,300	416,100	428,300		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	299,900	371,800	416,500	428,500	
	94	300,600	373,100	416,900		
	95	301,300	374,400	417,200		
	96	302,100	375,600	417,500		
	97	302,900	376,600	417,800		
	98	303,700	377,600	418,100		
	99	304,500	378,600	418,400		
	100	305,200	379,600	418,600		
	101	306,100	380,500	418,800		
	102	306,600	381,500	419,100		
	103	307,100	382,500	419,400		
	104	307,600	383,500	419,600		
	105	307,800	384,300	419,800		
	106	308,200	385,200	420,100		
	107	308,500	386,100	420,400		
	108	308,700	387,100	420,600		
	109	308,900	387,900	420,800		
	110	309,100	388,900			
	111	309,400	389,900			
	112	309,700	390,900			
	113	309,900	391,500			
	114	310,100	392,400			
再任 用職 員以 外の 職員	115	310,300	393,300			
	116	310,600	394,200			
	117	310,900	395,000			
	118	311,200	395,700			
	119	311,500	396,500			
	120	311,800	397,300			
	121	311,900	397,900			
	122	312,100	398,700			
	123	312,400	399,400			
	124	312,700	400,100			
	125	312,900	400,700			
	126		401,400			
	127		401,900			
	128		402,500			
129		403,200				
130		403,800				
131		404,300				
132		404,800				
133		405,100				
134		405,400				
135		405,700				
136		406,000				
137		406,300				
138		406,600				
139		406,900				
140		407,200				

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	141		407,500			
	142		407,800			
	143		408,100			
	144		408,400			
	145		408,600			
	146		408,900			
	147		409,200			
	148		409,400			
	149		409,600			
	150		409,900			
	151		410,200			
	152		410,400			
	153		410,600			
	154		410,900			
	155		411,200			
	156		411,400			
157		411,600				
再任用職員		230,500	277,300	304,300	330,600	411,400

備考

- この表は、中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 小学校・中学校教育職員給料表

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	162,100	178,200	267,700	296,700	412,900
	2	163,600	180,300	270,200	299,300	414,400
	3	165,100	182,400	272,500	302,200	415,900
	4	166,600	184,600	274,800	304,700	417,400
	5	168,400	186,700	277,400	307,200	418,800
	6	170,300	188,900	279,800	309,600	420,200
	7	172,100	191,100	282,000	311,900	421,700
	8	173,900	193,300	284,200	314,300	423,300
	9	175,700	195,700	286,500	316,700	424,700
	10	177,800	198,500	288,800	319,300	426,100
	11	179,900	201,300	291,200	322,000	427,500
	12	181,900	204,000	293,400	324,900	428,800
	13	183,900	206,900	295,800	327,400	430,100
	14	186,100	208,600	297,900	329,400	431,500
	15	188,400	210,300	299,800	331,400	432,900
	16	190,700	212,000	301,800	333,700	434,300
	17	193,000	213,900	303,900	335,800	435,500
	18	195,600	215,600	306,400	338,000	436,800
	19	198,100	217,300	308,900	340,300	438,000
	20	200,700	218,900	311,600	342,400	439,300
	21	203,200	220,600	313,900	344,700	440,400
	22	204,900	222,500	316,500	346,900	441,600
	23	206,600	224,300	318,800	349,200	442,900
	24	208,300	226,100	321,500	351,500	444,200
	25	209,900	227,800	324,100	353,300	445,500
	26	211,500	229,800	326,400	355,100	446,700
	27	213,100	231,800	328,800	357,000	447,700
	28	214,600	233,800	331,000	358,900	448,800
	29	216,100	235,600	333,300	360,700	450,000
	30	217,800	238,300	335,300	362,500	450,800
	31	219,400	241,000	337,500	364,200	451,600
	32	221,100	243,700	339,700	366,100	452,500
	33	222,600	246,400	341,600	367,600	453,400
	34	224,300	249,300	343,700	369,300	453,900
	35	225,900	252,100	345,800	370,800	454,400
	36	227,500	254,800	347,800	372,600	454,900
	37	229,000	257,400	349,800	374,500	455,400
	38	230,700	260,000	351,700	376,000	
	39	232,400	262,500	353,700	377,400	
	40	234,100	264,800	355,600	379,000	
	41	235,800	267,500	357,300	380,100	
	42	237,600	269,900	359,100	381,500	
	43	239,400	272,100	360,700	382,900	
44	241,100	274,300	362,400	384,400		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	242,800	276,400	364,200	385,900	
	46	244,400	278,600	365,900	387,500	
	47	245,800	280,800	367,300	389,100	
	48	247,200	282,800	368,900	390,600	
	49	248,600	285,100	370,100	392,000	
	50	250,000	287,100	371,600	393,500	
	51	251,500	289,000	373,200	395,000	
	52	252,700	291,000	374,800	396,400	
	53	253,800	292,800	376,300	397,600	
	54	255,200	295,200	377,800	398,900	
	55	256,400	297,500	379,300	400,000	
	56	257,600	300,000	380,800	401,100	
	57	258,800	302,100	382,300	402,500	
	58	260,000	304,600	383,700	403,700	
	59	261,100	306,900	385,100	404,900	
	60	262,300	309,600	386,400	406,200	
	61	263,700	312,000	387,300	407,400	
	62	264,900	314,400	388,500	408,400	
	63	266,100	316,900	389,700	409,800	
	64	267,000	319,200	390,800	411,100	
	65	268,000	321,500	391,700	412,300	
	66	269,400	323,700	392,900	413,400	
	67	270,800	325,800	393,900	414,600	
	68	272,300	328,000	395,000	415,700	
	69	273,900	330,100	396,200	416,700	
	70	275,400	332,200	397,200	417,900	
	71	276,900	334,400	398,300	419,100	
	72	278,300	336,400	399,500	420,300	
	73	279,300	338,500	400,500	420,900	
	74	280,500	340,600	401,600	421,700	
	75	281,800	342,800	402,700	422,400	
	76	283,000	345,000	403,800	422,900	
	77	284,300	346,700	404,700	423,200	
	78	285,400	348,600	405,600	423,600	
	79	286,600	350,300	406,600	424,000	
	80	287,800	352,100	407,600	424,400	
	81	289,000	353,900	408,400	424,700	
	82	289,900	355,700	409,200	425,100	
	83	291,100	357,200	409,900	425,500	
	84	292,300	359,000	410,700	425,800	
	85	293,300	360,200	411,400	426,100	
	86	294,200	361,800	412,200	426,500	
	87	294,900	363,300	412,900	426,900	
	88	295,900	364,800	413,600	427,200	
	89	296,900	366,200	414,200	427,500	
	90	297,800	367,500	414,900	427,800	
	91	298,700	368,900	415,400	428,100	
	92	299,600	370,300	416,100	428,300	

再任
用職
員以
外の
職員

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	299,900	371,800	416,500	428,500	
	94	300,600	373,100	416,900		
	95	301,300	374,400	417,200		
	96	302,100	375,600	417,500		
	97	302,900	376,600	417,800		
	98	303,700	377,600	418,100		
	99	304,500	378,600	418,400		
	100	305,200	379,600	418,600		
	101	306,100	380,500	418,800		
	102	306,600	381,500	419,100		
	103	307,100	382,500	419,400		
	104	307,600	383,500	419,600		
	105	307,800	384,300	419,800		
	106	308,200	385,200	420,100		
	107	308,500	386,100	420,400		
	108	308,700	387,100	420,600		
	109	308,900	387,900	420,800		
	110	309,100	388,900			
	111	309,400	389,900			
	112	309,700	390,900			
	113	309,900	391,500			
	114	310,100	392,400			
再任 用職 員以 外の 職員	115	310,300	393,300			
	116	310,600	394,200			
	117	310,900	395,000			
	118	311,200	395,700			
	119	311,500	396,500			
	120	311,800	397,300			
	121	311,900	397,900			
	122	312,100	398,700			
	123	312,400	399,400			
	124	312,700	400,100			
	125	312,900	400,700			
	126		401,400			
	127		401,900			
	128		402,500			
	129		403,200			
	130		403,800			
	131		404,300			
	132		404,800			
	133		405,100			
	134		405,400			
	135		405,700			
	136		406,000			
	137		406,300			
	138		406,600			
139		406,900				
140		407,200				

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	141		407,500			
	142		407,800			
	143		408,100			
	144		408,400			
	145		408,600			
	146		408,900			
	147		409,200			
	148		409,400			
	149		409,600			
	150		409,900			
	151		410,200			
	152		410,400			
	153		410,600			
	154		410,900			
155		411,200				
156		411,400				
157		411,600				
再任用職員		230,500	277,300	304,300	330,600	411,400

備考

- この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	148,400	198,700	284,700	336,100	393,800
	2	149,500	201,400	287,100	338,300	396,700
	3	150,700	203,800	289,500	340,500	399,400
	4	151,800	206,200	291,900	342,500	402,200
	5	153,000	208,700	294,200	344,400	404,300
	6	154,300	211,000	296,400	346,500	407,000
	7	155,600	213,200	298,400	348,600	409,700
	8	156,900	215,400	300,400	350,600	412,400
	9	158,000	217,500	302,500	352,400	415,000
	10	159,800	219,800	305,100	354,400	417,600
	11	161,400	222,300	307,700	356,500	420,300
	12	163,000	224,600	310,500	358,400	423,100
	13	164,500	226,700	312,700	360,400	425,700
	14	166,500	229,100	315,300	362,300	428,400
	15	168,400	231,500	317,800	364,100	431,200
	16	170,400	233,900	320,600	366,000	433,900
	17	172,200	236,100	323,200	367,900	436,400
	18	174,400	238,900	325,400	369,800	439,000
	19	176,700	241,800	327,600	371,500	441,500
	20	178,800	244,600	329,700	373,500	444,100
	21	181,000	247,000	332,000	375,000	446,600
	22	183,400	249,600	334,000	377,000	449,200
	23	185,800	252,000	336,000	378,800	451,800
	24	188,100	254,700	338,000	380,700	454,300
	25	190,200	257,400	340,000	382,100	456,500
	26	192,500	259,800	341,900	383,800	458,800
	27	194,600	262,100	343,700	385,700	461,300
	28	196,700	264,300	345,500	387,600	463,800
	29	198,800	267,000	347,400	389,400	466,300
	30	200,500	269,200	349,100	391,300	468,800
	31	202,300	271,100	350,600	393,200	471,300
	32	204,000	273,200	352,300	395,100	473,800
	33	205,700	275,000	353,700	396,700	476,100
	34	207,600	277,000	355,100	398,500	478,500
	35	209,500	279,100	356,400	400,100	480,900
	36	211,300	281,000	357,900	401,900	483,400
	37	213,000	282,900	359,100	403,100	485,800
	38	214,900	284,400	360,500	404,600	488,300
	39	216,800	285,600	361,800	406,000	490,700
	40	218,700	287,100	363,200	407,400	493,200
	41	220,500	288,500	363,900	408,800	495,500
	42	222,400	289,500	365,000	410,100	497,700
	43	224,300	290,500	366,200	411,600	499,900
	44	226,200	291,500	367,300	413,200	502,100
	45	227,800	292,200	368,500	414,600	503,800
	46	229,600	293,400	369,700	415,800	505,300
	47	231,300	294,600	371,000	417,400	506,900
48	233,100	295,800	372,100	419,000	508,400	

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	49	234,800	297,200	373,200	420,300	510,100
	50	236,600	298,500	374,500	421,700	511,500
	51	238,300	299,600	375,800	423,200	512,900
	52	240,000	300,700	377,100	424,600	514,400
	53	241,500	301,900	377,800	426,000	515,500
	54	243,300	303,100	378,800	427,400	516,700
	55	245,000	304,400	379,700	428,800	517,900
	56	246,600	305,500	380,700	430,200	519,100
	57	247,900	306,500	381,500	431,300	520,000
	58	249,100	307,600	382,300	432,600	521,000
	59	250,100	308,800	383,000	434,000	522,000
	60	251,200	309,900	383,700	435,300	523,000
	61	252,300	310,800	384,300	436,100	524,100
	62	253,400	311,900	385,000	437,000	525,000
	63	254,300	313,000	385,900	438,000	525,700
	64	255,400	314,100	386,800	438,900	526,400
	65	256,600	315,000	387,400	439,800	527,200
	66	257,700	316,100	388,200	440,600	528,000
	67	258,800	317,000	389,000	441,200	528,800
	68	259,700	318,000	389,800	442,000	529,600
	69	260,600	319,000	390,400	442,400	530,300
	70	262,000	320,000	391,100	443,000	531,100
	71	263,500	321,100	391,800	443,500	531,900
	72	264,900	322,200	392,500	444,000	532,700
	73	266,300	322,800	393,200	444,500	533,400
	74	267,700	323,800	393,800		
	75	269,100	324,900	394,400		
	76	270,200	326,000	395,100		
	77	271,300	327,100	395,800		
	78	272,500	328,100	396,400		
	79	273,800	329,000	397,000		
	80	274,900	329,900	397,600		
	81	276,200	331,000	398,200		
	82	277,500	331,800	398,800		
	83	278,800	332,500	399,400		
	84	280,000	333,300	400,000		
	85	281,100	333,800	400,500		
	86	282,200	334,300	401,000		
	87	283,500	334,800	401,500		
	88	284,700	335,300	402,200		
	89	285,600	335,600	402,600		
	90	286,800	336,100			
	91	287,800	336,600			
	92	289,000	337,100			
	93	289,900	337,400			
	94	290,900	337,800			
	95	291,900	338,300			
	96	292,900	338,800			

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	97	293,300	339,300			
	98	294,200	339,800			
	99	294,900	340,300			
	100	295,800	340,800			
	101	296,700	341,300			
	102	297,400	341,800			
	103	298,100	342,300			
	104	298,800	342,800			
	105	299,500	343,300			
	106	300,000	343,700			
	107	300,500	344,200			
	108	301,000	344,600			
	109	301,200	345,100			
	110	301,600	345,500			
	111	301,900	346,000			
	112	302,200	346,400			
	113	302,500	346,900			
	114	302,800	347,300			
	115	303,100	347,800			
	116	303,400	348,200			
	117	303,700	348,700			
118	304,100	349,100				
119	304,400	349,500				
120	304,800	349,900				
121	305,100	350,300				
再任 用職 員		221,000	263,900	288,700	331,100	389,600

備考 この表は、人事委員会規則で定める試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表
イ 医療職給料表(一)

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	253,000	337,700	401,500	475,100
	2	255,500	340,700	404,200	477,400
	3	258,000	343,500	406,900	479,600
	4	260,500	346,400	409,500	481,900
	5	262,700	349,100	412,000	484,200
	6	266,500	352,300	414,700	486,400
	7	270,300	355,300	417,500	488,600
	8	274,000	358,300	420,200	490,800
	9	277,600	361,100	422,600	492,800
	10	281,600	363,900	425,300	494,900
	11	285,600	366,900	427,900	497,000
	12	289,500	370,000	430,600	499,100
	13	293,200	373,000	433,000	501,200
	14	297,200	376,500	435,500	503,300
	15	301,100	379,600	437,900	505,400
	16	304,900	383,200	440,400	507,500
	17	308,700	386,800	442,500	509,600
	18	312,300	389,300	444,900	511,600
	19	315,800	391,900	447,200	513,600
	20	319,400	394,400	449,600	515,600
	21	322,800	397,100	451,200	517,400
	22	326,400	399,700	453,600	519,200
	23	329,800	402,300	456,000	521,100
	24	333,200	404,700	458,300	523,000
	25	336,700	406,900	460,300	524,700
	26	339,400	409,200	462,600	526,500
	27	342,000	411,400	464,800	528,300
	28	344,600	413,700	467,100	530,100
	29	347,200	416,000	469,300	531,800
	30	349,200	418,100	471,600	533,600
	31	351,300	420,100	473,900	535,400
	32	353,600	422,200	476,100	537,200
	33	355,900	424,200	478,100	538,800
	34	358,200	426,100	480,200	540,600
	35	360,300	427,900	482,300	542,300
	36	362,700	429,900	484,400	544,100
	37	365,100	431,800	486,500	545,700
	38	367,400	433,800	488,300	547,300
	39	369,600	435,800	490,100	548,700
	40	371,600	437,800	491,900	550,300
	41	373,700	439,600	493,600	551,800
	42	375,100	441,400	495,400	553,200
	43	376,600	443,100	497,200	554,600
	44	378,000	444,900	499,000	556,000
	45	379,300	446,800	500,600	557,200
	46	380,700	448,600	502,300	558,200
	47	382,200	450,400	504,100	559,200
	48	383,700	452,100	505,900	560,200
	49	384,900	453,900	507,500	561,300
	50	385,900	455,600	508,800	562,200
	51	386,900	457,400	510,100	563,100
	52	387,800	459,200	511,400	564,000

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	53	388,700	461,100	512,500	564,900
	54	389,600	462,300	513,800	565,800
	55	390,300	463,500	515,100	566,700
	56	391,200	464,700	516,400	567,600
	57	392,000	465,900	517,400	568,500
	58	392,900	466,900	518,200	569,400
	59	393,700	467,900	519,000	570,300
	60	394,500	468,900	519,800	571,200
	61	395,100	469,700	520,700	572,100
	62	395,600	470,400	521,500	573,000
	63	396,000	471,100	522,400	573,900
	64	396,500	471,800	523,200	574,800
	65	396,800	472,500	524,100	575,700
	66		473,200	525,000	
	67		473,900	525,900	
	68		474,600	526,800	
	69		474,900	527,700	
	70		475,600	528,600	
	71		476,300	529,500	
	72		477,000	530,400	
	73		477,400	531,200	
	74		478,000	532,100	
	75		478,700	533,000	
	76		479,400	533,900	
	77		479,800	534,700	
	78		480,400	535,600	
	79		481,000	536,500	
	80		481,500	537,400	
	81		482,100	538,200	
	82		482,600	539,100	
	83		483,100	540,000	
	84		483,600	540,900	
85		484,000	541,700		
86		484,600	542,600		
87		485,200	543,500		
88		485,800	544,400		
89		486,300	545,200		
90		486,900			
91		487,500			
92		488,100			
93		488,600			
94		489,200			
95		489,800			
96		490,400			
97		490,900			
再任 用職 員		298,000	340,400	394,800	467,800

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	154,000	192,300	227,600	254,400	289,500	336,800	381,200	447,300
	2	155,400	193,900	229,200	255,900	291,500	338,800	383,900	449,900
	3	156,800	195,500	230,800	257,400	293,700	341,000	386,500	452,400
	4	158,200	197,200	232,400	259,000	295,800	343,200	389,200	455,000
	5	159,400	198,700	233,900	260,200	298,000	345,100	391,600	457,400
	6	161,200	200,300	235,500	261,700	300,100	347,300	394,300	459,900
	7	163,000	201,900	237,100	263,100	302,200	349,300	396,900	462,400
	8	164,700	203,400	238,700	264,500	304,300	351,500	399,600	464,900
	9	166,400	204,900	239,900	265,800	306,300	353,300	401,700	467,300
	10	168,100	206,600	241,600	267,300	308,500	355,400	404,000	469,700
	11	169,900	208,200	243,100	268,600	310,600	357,600	406,200	472,300
	12	171,700	209,900	244,500	269,900	312,800	359,700	408,400	474,700
	13	173,200	211,400	246,100	271,300	314,900	361,200	410,500	477,200
	14	175,100	213,000	247,700	272,900	316,800	363,200	412,500	478,700
	15	177,100	214,600	249,200	274,700	318,900	365,100	414,500	480,000
	16	179,000	216,200	250,800	276,200	320,900	367,100	416,600	481,300
	17	181,000	217,500	251,800	277,800	323,000	369,000	418,400	482,500
	18	182,900	219,100	253,300	279,600	325,000	371,000	420,400	483,800
	19	184,700	220,800	254,700	281,400	327,100	373,000	422,300	485,100
	20	186,600	222,400	256,200	283,100	329,200	375,000	424,400	486,400
	21	188,600	223,900	257,700	284,900	331,000	376,800	426,200	487,600
	22	190,100	225,400	259,100	286,800	333,000	378,800	427,800	489,000
	23	191,600	226,900	260,400	288,500	334,800	380,900	429,400	490,400
	24	193,100	228,400	261,800	290,300	336,800	383,000	430,900	491,600
	25	194,800	229,800	263,200	292,000	338,600	384,400	432,400	493,000
	26	196,300	231,300	264,600	293,900	340,500	386,200	433,700	494,300
	27	197,800	232,700	266,100	295,800	342,500	388,000	435,000	495,700
	28	199,200	234,100	267,700	297,600	344,500	389,700	436,300	497,100
	29	200,600	235,500	269,300	299,500	345,900	391,500	437,600	498,500
	30	201,900	237,200	271,000	301,300	347,700	393,000	438,800	499,600
	31	203,200	238,700	272,600	303,100	349,400	394,600	440,000	500,700
	32	204,500	240,300	274,200	305,000	351,200	396,300	441,100	501,800
	33	205,700	241,600	275,700	306,700	352,900	397,600	442,300	502,900
	34	207,100	243,100	277,500	308,400	354,700	398,900	443,500	503,800
	35	208,500	244,500	279,200	310,200	356,600	400,200	444,700	504,700
	36	209,800	246,100	280,900	312,000	358,400	401,400	445,900	505,600
	37	210,900	247,500	282,300	313,400	360,200	402,500	447,200	506,600
	38	212,200	249,100	284,000	315,100	361,900	403,700	448,000	
	39	213,400	250,500	285,700	316,600	363,500	404,800	448,400	
	40	214,600	252,000	287,300	318,200	365,200	405,900	449,100	
	41	215,800	253,400	288,900	319,900	366,400	406,700	449,600	
	42	216,900	254,600	290,600	321,600	367,500	407,500	450,000	
	43	218,000	256,000	292,300	323,200	368,700	408,300	450,400	
	44	219,100	257,400	294,000	324,900	369,900	409,100	450,800	
	45	220,200	258,700	295,600	325,900	371,100	409,500	451,200	
	46	221,200	260,200	297,300	327,300	371,900	410,100	451,600	
	47	222,100	261,600	299,000	328,800	373,100	410,600	452,000	
	48	223,100	263,000	300,600	330,400	374,200	411,000	452,300	
	49	224,000	264,600	301,900	331,800	375,200	411,400	452,600	
	50	225,000	266,000	303,500	333,100	376,200	411,700	453,000	
	51	225,900	267,300	304,800	334,300	377,200	412,000	453,300	
	52	226,900	268,600	306,400	335,600	378,200	412,300	453,600	
	53	227,300	269,600	307,700	336,700	379,000	412,600	453,900	
	54	228,200	271,000	309,200	337,700	379,800	412,900		
	55	228,900	272,400	310,600	338,800	380,700	413,200		
	56	229,900	273,700	312,100	339,800	381,600	413,500		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	57	230,700	274,700	313,200	340,300	382,100	413,800		
	58	231,600	276,000	314,400	341,200	382,900	414,100		
	59	232,300	277,300	315,600	342,000	383,700	414,400		
	60	233,100	278,600	317,000	342,900	384,500	414,800		
	61	234,000	279,600	318,300	343,700	384,900	415,000		
	62	234,800	280,800	319,500	344,000	385,600	415,300		
	63	235,600	282,100	320,800	344,600	386,300	415,600		
	64	236,600	283,400	322,000	345,300	387,000	415,900		
	65	237,200	284,400	323,400	345,900	387,400	416,100		
	66	237,900	285,500	324,200	346,600	388,000			
	67	238,600	286,400	325,000	347,300	388,700			
	68	239,400	287,500	325,800	348,000	389,300			
	69	240,100	288,500	326,400	348,700	389,700			
	70	240,700	289,600	327,100	349,200	390,200			
	71	241,300	290,700	327,800	349,800	390,700			
	72	241,900	291,800	328,400	350,400	391,200			
	73	242,400	292,500	329,100	350,700	391,800			
	74	243,200	293,200	329,300	351,300	392,300			
	75	244,000	293,800	329,900	351,800	392,900			
	76	244,700	294,600	330,500	352,400	393,500			
	77	245,200	295,400	331,100	352,900	394,000			
	78	245,800	296,000	331,600	353,400	394,500			
	79	246,400	296,600	332,100	353,900	395,000			
	80	247,000	297,200	332,600	354,300	395,500			
	81	247,300	297,900	333,200	354,600	395,800			
	82	247,700	298,400	333,700	354,900	396,300			
	83	248,100	298,800	334,100	355,300	396,700			
	84	248,500	299,200	334,600	355,600	397,100			
	85	248,800	299,400	335,100	356,100	397,500			
	86		299,600	335,500	356,400				
	87		299,800	335,700	356,700				
	88		300,000	336,100	357,000				
	89		300,400	336,500	357,400				
	90		300,600	336,900	357,700				
	91		300,800	337,300	358,100				
	92		301,000	337,700	358,400				
	93		301,400	338,000	358,800				
	94		301,600	338,200	359,100				
	95		301,800	338,600	359,400				
	96		302,100	338,900	359,700				
97		302,500	339,100	360,000					
98		302,800	339,400	360,400					
99		303,000	339,700	360,800					
100		303,300	340,000	361,200					
101		303,600	340,200	361,700					
102		303,800	340,500	362,100					
103		304,000	340,900	362,500					
104		304,300	341,100	362,900					
105		304,600	341,200	363,400					
106			341,500						
107			341,900						
108			342,100						

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	109	円	円	円	円	円	円	円	円
	110			342,300					
	111			342,700					
	112			343,100					
	113			343,500					
再任用職員		192,300	219,300	251,700	265,300	291,800	332,700	374,900	436,400

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療エックス線技師及び歯科衛生士その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	195,100	243,100	265,800	291,000	335,900	380,100
	2	168,600	197,200	244,900	266,800	292,700	338,000	382,700
	3	170,100	199,300	246,700	267,700	294,400	340,000	385,400
	4	171,600	201,300	248,400	268,800	296,300	342,200	388,000
	5	173,100	203,500	249,800	269,500	298,100	344,200	390,200
	6	174,600	205,800	251,100	270,500	299,900	346,300	392,600
	7	176,100	208,100	252,300	271,300	301,800	348,500	394,900
	8	177,600	210,400	253,600	272,300	303,600	350,600	397,200
	9	179,000	212,900	254,600	273,400	305,500	352,100	399,200
	10	180,700	214,300	255,700	274,200	307,400	354,100	401,300
	11	182,300	215,700	256,600	275,300	309,200	356,000	403,500
	12	183,800	217,000	257,500	276,500	311,100	358,000	405,800
	13	185,400	218,200	258,800	277,800	312,700	360,000	407,700
	14	187,400	219,700	259,900	279,100	314,300	362,100	409,700
	15	189,400	221,200	260,700	280,300	316,100	364,200	411,900
	16	191,400	222,400	261,700	281,700	317,900	366,200	414,100
	17	193,700	223,700	262,400	283,000	319,700	368,200	416,100
	18	195,800	225,200	263,300	284,400	321,300	370,200	418,300
	19	197,900	226,600	264,300	285,600	323,000	372,300	420,500
	20	200,000	228,000	265,200	287,000	324,700	374,400	422,600
	21	202,200	229,400	266,100	288,600	326,100	376,100	424,500
	22	204,400	231,100	267,100	290,200	327,600	378,200	426,400
	23	206,600	232,800	268,000	291,700	329,100	380,300	428,200
	24	208,800	234,400	269,000	293,100	330,600	382,300	430,100
	25	210,900	235,800	270,200	294,400	332,100	384,300	431,800
	26	212,200	237,500	271,500	296,200	333,500	385,900	433,400
	27	213,400	239,200	272,700	298,000	335,000	387,800	435,100
	28	214,600	240,900	273,900	299,700	336,600	389,700	436,700
	29	215,800	242,400	275,100	301,200	337,800	391,500	438,000
	30	217,000	243,800	276,600	302,800	339,300	393,200	439,300
	31	218,300	245,100	278,200	304,400	340,700	395,100	440,900
	32	219,500	246,200	279,600	306,100	342,200	396,900	442,400
	33	220,700	247,400	281,200	307,500	343,900	398,600	444,100
	34	222,000	248,500	282,700	309,000	345,400	400,300	445,700
	35	223,300	249,400	284,000	310,600	347,000	402,100	447,100
	36	224,600	250,500	285,300	312,200	348,500	403,800	448,500
	37	225,800	251,600	286,900	313,600	350,300	405,400	449,600
	38	227,200	252,700	288,300	315,000	351,900	407,100	450,900
	39	228,400	253,600	289,800	316,400	353,400	408,900	452,200
	40	229,700	254,700	291,200	318,000	355,000	410,700	453,600
	41	230,700	255,300	292,700	319,500	356,300	412,200	454,600
	42	232,100	256,200	294,200	320,900	357,800	413,700	455,300
	43	233,500	257,100	295,700	322,300	359,300	415,200	456,100
	44	234,900	258,000	297,300	323,800	360,700	416,500	456,700
	45	236,100	258,800	298,600	324,700	362,400	417,600	457,600
	46	237,500	259,800	300,000	326,100	363,400	418,700	458,300
	47	238,800	260,700	301,500	327,500	364,900	419,800	459,100
	48	240,100	261,700	303,000	329,000	366,200	421,000	459,900
	49	241,100	262,700	304,200	330,100	367,700	422,300	460,600
	50	242,200	263,900	305,500	331,500	369,100	423,400	461,300
	51	243,200	265,100	306,700	332,800	370,400	424,600	462,000
	52	244,300	266,300	308,100	334,100	371,800	425,700	462,800
	53	245,400	267,400	309,500	335,500	373,400	426,900	463,600
	54	246,500	268,900	310,800	336,900	374,600	427,900	464,400
	55	247,500	270,300	312,200	338,300	375,700	429,000	465,100
56	248,500	271,700	313,600	339,600	376,900	430,100	465,800	

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	57	249,300	273,300	314,500	340,500	378,100	431,200	466,600
	58	250,300	274,900	315,700	341,800	379,000	431,700	
	59	251,000	276,400	316,900	343,000	380,000	432,300	
	60	252,000	277,900	318,300	344,300	381,000	432,700	
	61	252,900	279,300	319,400	345,400	381,700	433,300	
	62	253,900	280,800	320,700	346,300	382,500	433,800	
	63	254,700	282,300	322,000	347,500	383,300	434,200	
	64	255,700	283,600	323,200	348,800	384,100	434,700	
	65	256,600	285,100	324,500	349,900	384,900	435,300	
	66	257,600	286,600	325,800	351,100	385,600	435,700	
	67	258,700	288,100	327,100	352,300	386,400	436,000	
	68	259,600	289,600	328,400	353,400	387,100	436,300	
	69	260,400	290,700	329,100	354,400	387,800	436,700	
	70	261,500	292,200	330,200	355,400	388,400		
	71	262,600	293,700	331,300	356,500	389,100		
	72	263,800	295,100	332,200	357,600	389,700		
	73	265,200	296,200	333,500	358,500	390,500		
	74	266,500	297,600	334,200	359,600	391,000		
	75	267,800	298,800	335,300	360,700	391,600		
	76	269,000	300,100	336,500	361,800	392,100		
	77	270,000	301,500	337,600	362,600	392,500		
	78	271,100	302,800	338,800	363,400	393,100		
	79	272,400	304,000	339,900	364,200	393,600		
	80	273,600	305,300	341,100	364,900	393,900		
	81	274,600	305,900	342,200	365,600	394,200		
	82	275,600	307,100	343,300	366,100	394,700		
	83	276,700	308,200	344,300	366,700	395,100		
	84	277,800	309,400	345,400	367,200	395,400		
	85	278,600	310,500	346,300	367,900	395,700		
	86	279,500	311,700	347,300	368,400	396,200		
	87	280,600	312,900	348,200	369,000	396,700		
	88	281,700	314,000	349,200	369,500	397,100		
	89	282,600	315,300	350,200	370,000	397,400		
	90	283,500	316,500	351,000	370,400	397,800		
	91	284,300	317,700	351,800	371,000	398,300		
	92	285,300	318,900	352,600	371,500	398,700		
	93	286,200	319,700	353,300	371,900	399,100		
	94	287,200	320,400	353,900	372,400			
	95	288,100	321,100	354,600	372,800			
	96	289,100	321,700	355,200	373,100			
	97	289,800	322,400	355,700	373,800			
	98	290,600	322,700	356,100	374,300			
	99	291,200	323,300	356,600	374,800			
	100	292,100	324,000	357,000	375,300			
	101	292,900	324,400	357,500	376,000			
	102	293,700	325,000	357,900	376,500			
	103	294,500	325,600	358,400	377,000			
	104	295,300	326,200	358,800	377,400			
	105	296,000	326,600	359,200	378,100			
	106	296,500	327,100	359,700	378,600			
	107	297,000	327,600	360,100	379,100			
	108	297,500	328,100	360,400	379,600			
	109	297,700	328,500	361,000	380,300			
	110	298,000	328,900	361,500	380,700			
	111	298,200	329,200	362,000	381,200			
	112	298,600	329,500	362,500	381,700			

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員	113	298,900	329,900	363,100	382,400			
	114	299,100	330,300	363,600				
	115	299,500	330,700	364,100				
	116	299,800	331,000	364,500				
	117	300,100	331,200	365,000				
	118	300,400	331,500	365,400				
	119	300,700	331,900	365,900				
	120	301,100	332,100	366,400				
	121	301,400	332,300	366,900				
	122	301,800	332,600	367,400				
	123	302,100	332,900	367,900				
	124	302,500	333,200	368,400				
	125	302,700	333,400	368,800				
	126	302,900	333,700					
	127	303,200	334,100					
	128	303,600	334,300					
	129	303,800	334,400					
	130	304,100	334,700					
	131	304,500	335,100					
	132	304,900	335,300					
	133	305,100	335,600					
	134	305,400	336,000					
	135	305,800	336,400					
	136	306,100	336,800					
	137	306,300	337,100					
	138	306,600	337,500					
	139	307,000	337,900					
	140	307,300	338,300					
	141	307,500	338,600					
	142	307,900	339,000					
	143	308,300	339,300					
	144	308,600	339,700					
	145	308,700	340,000					
146	309,000	340,400						
147	309,300	340,800						
148	309,700	341,200						
149	309,900	341,500						
150	310,100	341,900						
151	310,400	342,300						
152	310,700	342,700						
153	311,100	343,000						
154	311,300							
155	311,500							
156	311,800							
157	312,100							
158	312,400							
159	312,700							
160	313,000							
161	313,400							
162	313,700							
163	314,000							
164	314,300							
165	314,700							
166	315,000							
167	315,300							
168	315,600							
169	316,000							
再任職員		238,900	260,600	267,800	278,000	294,300	332,000	376,400

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師及び看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

特定任期付職員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	380,000
2	428,000
3	478,000
4	539,000
5	614,000
6	716,000
7	836,000

第1号任期付研究員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	402,000
2	462,000
3	522,000
4	602,000
5	699,000
6	797,000

第2号任期付研究員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	336,000
2	372,000
3	400,000

給 与 等 報 告 資 料

目 次

1 職員給与関係

平成29年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成	2
第2表 給料表別の平均給与月額等	3
第3表 給料表別、級別の平均給与月額等	4
第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況	6
第5表 給料表別の扶養手当の支給状況	6
第6表 給料表別の地域手当の支給状況	7
第7表 給料表別の住居手当の支給状況	7
第8表 給料表別の通勤手当の支給状況	8
第9表 給料表別の諸手当の支給状況	8
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	10
第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布	27
第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布	34

2 民間給与関係

平成29年職種別民間給与実態調査の概要	35
第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数	36
第14表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	36
第15表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等	37
第16表 民間における初任給の改定状況	56
第17表 民間における給与改定の状況	56
第18表 民間における定期昇給制度の状況	57
第19表 民間における定期昇給の実施状況	57
第20表 民間における家族手当の支給状況	58
第21表 民間における住宅手当の支給状況	58
第22表 民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	59
第23表 民間における特別給の支給状況	59
第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	60

3 生計費関係

平成29年4月の標準生計費算定方法	62
第25表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費	63
参 考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	63

4 労働経済関係

第26表 労働経済指標	64
-------------	----

1 職員給与関係

平成29年職員給与実態調査の概要

1 調査目的

この調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、岡山県職員給与条例（昭和26年条例第18号）等の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与並びに民間事業所の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける職員

- ・岡山県職員給与条例（昭和26年条例第18号）
- ・岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第65号）
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第35条）
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年条例第36号）

3 調査基準日

平成29年4月1日現在

4 調査事項

①職員の経歴等に関する事項

- ア 年齢
- イ 性別
- ウ 最終学歴
- エ 採用年月日
- オ 経験月数
- カ 適用給料表
- キ 級・号給
- ク 職名・職種

②職員の給料・諸手当に関する事項

- ア 給料（平成27年4月1日の給料表の切替え等に伴う差額（経過措置額）を含む。）
- イ 給料の調整額
- ウ 扶養手当
- エ 地域手当
- オ 住居手当
- カ 通勤手当
- キ 管理職手当
- ク 初任給調整手当
- ケ 単身赴任手当
- コ 特殊勤務手当（月額）
- サ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当
- シ へき地手当及びへき地手当に準ずる手当
- ス 寒冷地手当
- セ 義務教育等教員特別手当
- ソ 産業教育手当
- タ 定時制通信教育手当
- チ 農林漁業普及指導手当

第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成

給料表		区分	計	性別		学歴別			
				男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	職員数	人	19,511	12,133	7,378	16,486	780	2,237	8
	構成比	%	100.0	62.2	37.8	84.5	4.0	11.5	0.0
行政職	職員数	人	4,846	3,406	1,440	3,403	348	1,088	7
	構成比	%	24.8	70.3	29.7	70.2	7.2	22.5	0.1
公安職	職員数	人	3,532	3,171	361	2,288	171	1,072	1
	構成比	%	18.1	89.8	10.2	64.8	4.8	30.4	0.0
教育職(一)	職員数	人	3,974	2,351	1,623	3,819	78	77	-
	構成比	%	20.4	59.2	40.8	96.1	2.0	1.9	-
教育職(二)	職員数	人	58	31	27	57	1	-	-
	構成比	%	0.3	53.4	46.6	98.3	1.7	-	-
小中教育職	職員数	人	6,604	2,887	3,717	6,452	152	-	-
	構成比	%	33.8	43.7	56.3	97.7	2.3	-	-
研究職	職員数	人	223	188	35	220	3	-	-
	構成比	%	1.1	84.3	15.7	98.7	1.3	-	-
医療職(一)	職員数	人	26	17	9	26	-	-	-
	構成比	%	0.1	65.4	34.6	100.0	-	-	-
医療職(二)	職員数	人	149	79	70	131	18	-	-
	構成比	%	0.8	53.0	47.0	87.9	12.1	-	-
医療職(三)	職員数	人	99	3	96	90	9	-	-
	構成比	%	0.5	3.0	97.0	90.9	9.1	-	-

注:1 再任用職員、育休代替任期付職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)

2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第2表 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	19,511	42.4	19.8	350,283	9,497	3,872	363,652
行 政 職	4,846	43.6	21.3	339,535	10,613	6,560	356,708
公 安 職	3,532	37.8	16.4	321,319	12,865	5,923	340,107
教 育 職 (一)	3,974	45.0	21.9	379,554	9,592	4,682	393,828
教 育 職 (二)	58	41.4	18.4	361,907	9,233	4,286	375,426
小 中 教 育 職	6,604	42.3	19.4	355,539	6,852	-	362,391
研 究 職	223	43.8	19.4	356,758	12,265	5,232	374,255
医 療 職 (一)	26	41.4	14.2	437,108	10,596	76,881	524,585
医 療 職 (二)	149	45.5	20.2	350,484	8,292	3,758	362,534
医 療 職 (三)	99	41.8	18.8	339,737	2,727	2,657	345,121

注：給料には、給料の調整額及び切替え等に伴う差額を含む。

第3表 給料表別、級別の平均給与月額等

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
行政職	1級	496	24.9	2.8	199,910
	2級	325	30.5	7.5	245,891
	3級	1,373	39.5	16.9	325,635
	4級	668	46.1	24.2	384,731
	5級	1,311	51.0	29.0	415,051
	6級	520	54.7	32.5	438,835
	7級	103	56.5	34.1	460,485
	8級	31	56.9	34.0	492,689
	9級	19	57.7	34.7	547,827

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
公安職	1級	396	22.9	2.2	216,299
	2級	632	28.4	6.6	258,879
	3級	735	34.6	12.7	306,327
	4級	999	41.7	20.2	381,114
	5級	475	50.5	29.5	437,529
	6級	171	51.0	30.0	458,602
	7級	79	53.8	32.5	477,457
	8級	29	56.2	35.4	487,421
	9級	16	57.6	35.3	500,448

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(一)	1級	65	37.0	13.8	297,339
	2級	3,509	44.1	21.0	386,237
	特2級	157	52.2	29.0	454,468
	3級	168	54.2	31.2	486,737
	4級	75	57.5	34.4	497,536

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	50	39.8	16.7	363,023
	特2級	5	51.2	28.5	441,277
	3級	3	52.1	29.5	472,388
	4級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
小中教育職	1級	-	-	-	-
	2級	5,539	40.0	17.1	345,736
	特2級	226	50.4	27.6	427,242
	3級	434	53.8	31.0	449,003
	4級	405	56.9	34.2	461,177

注：給料には、給料の調整額及び切替え等に伴う差額を含む。

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
研究職	1級	5	24.3	0.9	209,816
	2級	86	34.0	9.0	307,722
	3級	100	49.2	24.9	412,718
	4級	26	56.1	32.5	449,935
	5級	6	58.8	35.4	495,906

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(一)	1級	9	29.6	3.4	390,778
	2級	8	37.8	11.3	496,248
	3級	2	48.6	17.6	601,540
	4級	7	58.7	30.4	707,021

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	25	31.3	4.1	244,495
	3級	14	38.7	11.6	300,399
	4級	22	40.9	15.4	343,861
	5級	67	50.3	26.0	402,309
	6級	19	55.9	31.2	433,104
	7級	2	58.6	35.1	475,443
	8級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
医療職(三)	1級	-	-	-	-
	2級	15	24.6	1.6	219,500
	3級	16	30.1	6.4	257,613
	4級	22	39.8	16.2	318,208
	5級	34	51.0	28.5	422,104
	6級	12	56.0	33.7	450,053
	7級	-	-	-	-

第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況

区分 給料表	受給者					1人当たり 手当額	非受給者
	調整数別人員						
	1	2	3	4	計	円	人
全給料表	1,867	59	20	7	1,953	11,559	17,558
行政職	51	43	17	7	118	17,842	4,728
公安職	-	-	3	-	3	32,700	3,529
教育職(一)	1,119	-	-	-	1,119	11,084	2,855
教育職(二)	-	-	-	-	-	-	58
小中教育職	669	-	-	-	669	11,005	5,935
研究職	26	4	-	-	30	11,587	193
医療職(一)	-	-	-	-	-	-	26
医療職(二)	2	12	-	-	14	18,414	135
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	99

第5表 給料表別の扶養手当の支給状況

区分 給料表	受給者		扶養親族				職員1人 当たり扶 養親族数	非受給者
	人員	1人当たり 手当額	配偶者	扶養親族でない 配偶者があ る場合の1人	配偶者がな い場合の1人	左記以外		
全給料表	9,123	20,310	5,086	3,699	338	10,317	1.0	10,388
行政職	2,476	20,771	1,410	961	105	2,859	1.1	2,370
公安職	2,123	21,403	1,612	489	22	2,782	1.4	1,409
教育職(一)	1,885	20,106	924	874	87	2,030	1.0	2,089
教育職(二)	31	17,274	9	19	3	31	1.1	27
小中教育職	2,384	18,980	1,021	1,250	113	2,369	0.7	4,220
研究職	133	20,564	76	54	3	152	1.3	90
医療職(一)	11	25,045	10	1	-	16	1.0	15
医療職(二)	63	19,611	22	36	5	67	0.9	86
医療職(三)	17	15,882	2	15	-	11	0.3	82

第6表 給料表別の地域手当の支給状況

区分 給料表	受給者								1人当たり 手当額 円	非受給者 人
	支給率別人員									
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	計		
全給料表	人 21	人 36	人 1	人 1	人 5	人 1	人 6,419	人 6,484	円 11,652	人 13,027
行政職	19	9	-	1	2	1	2,698	2,730	11,620	2,116
公安職	2	1	1	-	3	-	2,013	2,020	10,357	1,512
教育職(一)	-	-	-	-	-	-	1,505	1,505	12,363	2,469
教育職(二)	-	-	-	-	-	-	21	21	11,838	37
小中教育職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,604
研究職	-	-	-	-	-	-	107	107	10,904	116
医療職(一)	-	26	-	-	-	-	-	26	76,881	-
医療職(二)	-	-	-	-	-	-	50	50	11,198	99
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	25	25	10,523	74

第7表 給料表別の住居手当の支給状況

区分 給料表	受給者			非受給者 人
	借家・借間			
	人員	1人当たり 手当額 円	1人当たり 家賃額 円	
全給料表	人 3,359	円 24,962	円 55,429	人 16,152
行政職	930	25,012	56,939	3,916
公安職	165	24,815	58,771	3,367
教育職(一)	833	24,891	54,869	3,141
教育職(二)	15	23,133	56,743	43
小中教育職	1,313	24,922	53,991	5,291
研究職	45	25,393	56,089	178
医療職(一)	12	25,042	73,608	14
医療職(二)	29	25,569	55,759	120
医療職(三)	17	23,294	49,100	82

第8表 給料表別の通勤手当の支給状況

区分 給料表	受給者				
	交通機関のみの 利用者	交通機関と交通 用具の併用者	交通用具使用者	計	1人あたり手当額
	人	人	人	人	円
全給料表	1,473	947	14,574	16,994	10,353
行政職	1,157	565	2,520	4,242	13,136
公安職	151	43	2,384	2,578	6,374
教育職(一)	93	203	3,357	3,653	11,368
教育職(二)	1	2	49	52	9,977
小中教育職	9	66	5,944	6,019	8,821
研究職	14	27	172	213	18,207
医療職(一)	4	-	12	16	10,681
医療職(二)	23	30	82	135	23,707
医療職(三)	21	11	54	86	16,140

第9表 給料表別の諸手当の支給状況

区分 給料表	管理職手当		初任給調整手当		単身赴任手当		特殊勤務手当		特勤勤務手当等	
	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額	受給者	1人あたり 手当額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全給料表	1,912	58,423	55	144,476	194	33,052	242	18,173	155	25,292
行政職	668	65,050	2	159,700	29	46,552	223	17,535	28	23,675
公安職	103	81,863	-	-	140	30,457	-	-	25	33,793
教育職(一)	243	53,592	-	-	14	31,143	1	9,500	71	20,284
教育職(二)	3	52,500	-	-	-	-	-	-	-	-
小中教育職	839	49,915	-	-	9	31,778	-	-	-	-
研究職	15	74,653	6	18,000	1	38,000	-	-	31	31,368
医療職(一)	8	106,613	25	280,952	1	38,000	4	35,000	-	-
医療職(二)	21	59,933	22	22,500	-	-	14	24,143	-	-
医療職(三)	12	56,300	-	-	-	-	-	-	-	-

注: 1 特殊勤務手当は、月額で定められているものに限る。

2 特勤勤務手当等には特勤勤務手当に準ずる手当が、へき地手当等にはへき地手当に準ずる手当がそれ

非受給者
人 2,517
604
954
321
6
585
10
10
14
13

へき地手当等		寒冷地手当		義務教育等 教員特別手当		産業教育手当		定時制通信 教育手当		農林漁業 普及指導手当	
受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
237	29,914	78	5,519	10,635	5,612	351	18,786	183	17,628	166	14,987
16	20,803	7	5,607	-	-	-	-	-	-	166	14,987
-	-	15	6,783	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	3	5,306	3,974	5,761	351	18,786	183	17,628	-	-
-	-	-	-	58	5,636	-	-	-	-	-	-
220	30,664	50	5,217	6,603	5,522	-	-	-	-	-	-
-	-	3	4,250	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	10,780	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

それぞれ含まれている。

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	9								
8	1	1	2						
9	1						1		
10	9	1	1						
11	3								
12	1	35	1						
13		2	1						2
14	7	6							1
15	1	7	3						2
16	1	7	33						4
17		8	3						1
18	14	13	10						3
19	3	9	5						2
20	3	26	7						2
21	1	2	29					1	1
22	14	19	18						
23	9	6	12						
24	1	28	16					2	
25	2	4	25					1	
26	16	16	21						
27	3	7	22					1	
28	4	30	13					5	
29	59	9	28					5	
30	4	12	9					5	
31	8	6	16				3	6	
32	58	16	11				39	3	
33	11	2	21				11		
34	24	8	24				12	1	
35	8	2	26				4		
36	43	7	17			1	2		
37	15	5	22				4		
38	21	4	23				3		
39	13	4	20	1					
40	42	2	21	2			3		
41	8		22	3			3		1
42	14	3	33	3			2		
43	5	3	25	7			4		
44	4	2	30	2			2		
45	6	1	23	18					
46	11		37	25		1	3		
47	5		39	28	1		2		
48	1		32	22			1		
49	2		28	16		1	1		
50	7		27	16		29	2		
51	3	1	30	28		36			
52	2		30	43		17			
53	5	1	30	30	2	12			
54	2	1	24	28	6	23			
55	1		18	38	29	28			
56			23	42	46	20			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人		25	42	38	12			
58	2	人	32	43	63	13			
59		1	16	48	52	27			
60		1	28	43	43	18			
61			25	32	33	8			
62	1		19	28	53	4			
63			24	23	32	11			
64		1	23	16	28	6			
65			22	11	27	23			
66	1		11	10	26	12			
67	1		14	9	50	20			
68			19	4	31	20			
69			18	3	34	25			
70	1	1	12		31	19			
71			7		44	15			
72			13	1	42	22			
73			14		32	20			
74	1		9		32	25			
75			8		45	7			
76			12	1	64	10			
77		1	6		23	19			
78			11	1	29	2			
79			3		31	3			
80	1		8		26	2			
81			3		22	3			
82	1		2		18				
83			5		19	1			
84		1	8		25				
85			6		38	5			
86			5		22				
87		1	3		65				
88			1		28				
89			5		17				
90			3		31				
91			1	1	12				
92			2		11				
93	2		2		10				
94			1						
95									
96			1						
97			2						
98			3						
99			2						
100			1						
101			5						
102			3						
103			1						
104			2						
105			2						
106			1						
107									
108									
109			4						
110									
111									
112			2						

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113 ⋮ 125		人	人	人 7	人	人	人	人	人	人
計		(246) 496	(150) 325	(488) 1,373	(204) 668	(291) 1,311	(53) 520	(4) 103	(3) 31	(1) 19
									合計	(1,440) 4,846

注：()内の数字は、女性職員を内書したものである。以下第10表において同じ。

その2 公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	32								
8	4								
9			1						
10	28								
11	7								
12	1								
13									
14	29		1		1				
15	5		1	1					
16	1		1	1					
17	1		1						
18	30		4	6	1				
19	5		1						
20	1	2	2	1	1				
21	1		1						
22	14	67	4	1	1				
23	68	6	4	1	1				
24	12	13	10	4					
25	4	5	3	1	1				
26	65	50	8	4					
27	4	13	2	4	1				
28	14	33	7	8	1				
29	3	5	5	5			1		
30	10	35	11	9					
31	5	15	6	11	1				
32	7	22	12	13					9
33	4	15	8	4					1
34	5	43	19	14	2				2
35	10	12	5	12	2				
36	1	30	30	15	1				
37		10	15	5	1	1			
38	3	39	22	13	1	1			1
39	2	13	11	11	3				
40	2	25	23	11	5				3
41		9	17	6		1			
42	4	35	35	10	2	1			
43	1	9	14	18	4	1			
44	2	18	23	14	1				
45	2	7	15	16	2	3			
46	1	15	24	15	1	1		8	
47	1	11	17	12	8	1		10	
48		13	20	15	6	2			
49		8	13	11	1	2	1	1	
50	2	9	26	21	8	3			
51		8	15	16	2	2	1		
52	1	3	16	22	5	2	5		
53		2	16	14	6		7	2	
54	1	3	14	13	3	1	8		
55		1	17	15	3	1	3	2	
56		2	15	22	5	1	3		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人 1	人 4	人 14	人 26	人 6	人 3	人 2		人
58	1	2	17	22	4	4			
59	1	4	14	24	10	1			
60		2	9	19	5	1	1		
61		2	18	21	6	4	1	6	
62		2	13	12	6				
63		1	9	15	5	2			
64			12	13	9				
65		1	10	9	10	1			
66		1	8	12	7	3			
67			6	16	7	1	1		
68			3	14	20	2	1		
69		2	3	10	21	1	2		
70			9	9	24	2	2		
71		1	13	5	4	1	2		
72			7	7	15	3			
73		1	4	9	29	4	1		
74			5	8	8	3	1		
75			2	7	6		3		
76			4	5	4		1		
77			5	5	7	4			
78		1		12	3	4	1		
79				13	5	4	3		
80			3	6	3	4	3		
81			1	9	6	2	6		
82		1	2	6	9	2	1		
83				13	13	13	4		
84			2	10	5	2	3		
85			2	10	12	5	11		
86				13	6	3			
87				3	7	15			
88			1	7	10	8			
89				4	8	6			
90				8	8	9			
91			1	10	6	3			
92			1	6	3	7			
93		1	1	8	77	20			
94			3	4					
95				5					
96			1	7					
97			1	12					
98									
99			1	4					
100				6					
101				5					
102			1	3					
103			1	8					
104				3					
105				3					
106			1	3					
107				7					
108				6					
109				5					
110				3					
111			1	9					
112				8					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
113				2					
114			1	6					
115			1	8					
116			1	4					
117				5					
118			1	3					
119				10					
120				6					
121				8					
122				8					
123				7					
124				3					
125				27					
126									
127									
128									
129									
130			2						
131									
132									
133									
134									
135									
136			2						
137									
138									
139			1						
140									
141			2						
142									
143									
144									
145									
計	(66) 396	(122) 632	(85) 735	(71) 999	(14) 475	(3) 171	(-) 79	(-) 29	(-) 16
							合計	(361) 3,532	

その3 教育職給料表(一)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		26			
6					
7		5			
8		26			
9		12			
10					
11		7			
12		47			
13		6			
14		6			
15		3			
16		1			
17		10			
18					
19		4			
20	1	44			
21		6			
22		21			
23		17			
24		52			
25		11			
26		18			
27		14			1
28		28			
29		14			2
30		9			1
31		28			10
32		29			9
33		18			6
34		19			5
35		27			2
36	1	41			3
37		18			36
38	1	16			
39		19			
40		19			
41		17			
42	1	12			
43		22			
44		21			
45		13			
46		12			
47		21			
48	1	17			
49	2	22			
50	1	22			
51	1	26			
52	1	25			
53		19	1	1	
54		12			
55		25			
56		22			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
57		13			
58	2	1		10	
59	1	3	1	1	
60	1	1		2	
61	2	5		2	
62	4	18		9	
63	1	22		5	
64	2	20			
65		21		4	
66	1	18		8	
67	1	22	1	5	
68		15	2	4	
69	2	25		3	
70	1	11	1	7	
71	1	20		8	
72	1	14	1	9	
73	1	32		8	
74	1	13	1	12	
75		24	4	4	
76		14		7	
77		22	2	59	
78		20	2		
79	4	24			
80	2	19			
81	2	18	3		
82	1	14	2		
83		19	2		
84		16			
85	2	21	2		
86	1	15	2		
87	1	27			
88		16	2		
89	1	20	3		
90		28	8		
91	1	31	4		
92	1	12	13		
93		21	7		
94		23	7		
95		38	5		
96	2	20	7		
97		31	8		
98	1	16	6		
99	1	24	2		
100		20	7		
101	1	18	6		
102		18	9		
103	2	42	2		
104		24	6		
105	1	21	5		
106	1	22	7		
107		41	5		
108	2	29	4		
109		31	7		
110		37			
111	1	32			
112		29			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
113		44			
114		36			
115	1	58			
116		38			
117		29			
118	1	82			
119	1	32			
120	1	92			
121		62			
122		86			
123		49			
124		21			
125		104			
126		61			
127		31			
128		131			
129		38			
130		57			
131		113			
132		27			
133		49			
134		37			
135		41			
136		32			
137		42			
138		10			
139		6			
140					
141					
142					
143					
144					
145		1			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153	1				
計	(23) 65	(1,516) 3,509	(40) 157	(30) 168	(14) 75
			合計	(1,623) 3,974	

その4 教育職給料表(二)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
⋮					
36		1			
37					
⋮					
43		1			
44					
⋮					
46		1			
47					
48		2			
49		2			
50					
51		1			
52		1			
53					
54		1			
55		1			
56		1			
57					
58					
59					
60		2			
61					
62					
63		1			
64					
65					
⋮					
75		2			
76		2			
77					
78		2			
79					
80					
81					
82			1		
83		2			
84					
85		1			
86					
87					
88		1		1	
89		1		1	
90					
91					
92					
93				1	
94		1	1		
95					
96		1	2		
97					
98					
99		1			
100					
101		1			
102		1			
103		3			
104					

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
105					
106		2			
107		1			
108					
109			1		
110					
111					
112					
113		3			
114		1			
115					
116		1			
117					
118		1			
119					
120					
121		1			
122		1			
123					
124					
125					
126		1			
127		1			
128					
⋮					
134		1			
⋮					
140		1			
141					
142					
⋮					
152		1			
153					
154					
155					
156					
157					
計	-	(27) 50	(-) 5	(-) 3	-
				合計	(27) 58

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
17		128			
18					
19		6			
20		139			1
21		27			12
22		9			22
23		6			46
24		166			37
25		15			27
26		13			42
27		29			16
28		5			13
29		4			3
30		2			4
31		12			6
32		158			11
33		14			16
34		29			14
35		33			18
36		116			13
37		18			104
38		36			
39		32			
40		121			
41		27			
42		24			
43		42			
44		101			
45		16			
46		43			
47		45			
48		95			
49		18			
50		36			
51		41			
52		76	2		
53		17			
54		43			
55		51			
56		74			
57		28		1	
58		24	1		
59		46			
60		58	1		
61		24			
62		37			
63		37	5	1	
64		62	2	1	
65		29		1	
66		31	1		
67		37	1		
68		59	2	1	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
69		30	1	1	
70		4	2	3	
71		2	2	1	
72		2		4	
73		6	2	8	
74		43	1	26	
75		38	1	4	
76		49	3	7	
77		15	4	4	
78		42	2	31	
79		67	11	12	
80		33	2	7	
81		45	3	11	
82		24	4	27	
83		36	7	15	
84		30	8	48	
85		51	6	12	
86		38	5	13	
87		37	1	18	
88		33	3	39	
89		28	6	11	
90		24	7	17	
91		31	9	12	
92		27	1	27	
93		39	5	71	
94		38	16		
95		35	9		
96		27	15		
97		31	11		
98		18	2		
99		26	3		
100		26	4		
101		25	4		
102		32	2		
103		32	3		
104		32	9		
105		26	8		
106		31	4		
107		30	7		
108		25	4		
109		15	14		
110		20			
111		30			
112		16			
113		25			
114		34			
115		25			
116		31			
117		22			
118		19			
119		41			
120		18			
121		25			
122		40			
123		43			
124		28			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
125		31			
126		23			
127		60			
128		49			
129		29			
130		75			
131		40			
132		48			
133		44			
134		61			
135		58			
136		36			
137		67			
138		67			
139		50			
140		114			
141		80			
142		57			
143		109			
144		43			
145		70			
146		61			
147		62			
148		76			
149		59			
150		31			
151		56			
152		3			
153					
154					
155					
156					
157		1			
計	-	(3,415)	(101)	(114)	(87)
		5,539	226	434	405
			合計	(3,717)	6,604

その6 研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
...					
12		2			
13		2			
14		1			
15					
16		1			
17					
18					
19					
20		4			
21					
22		1			
23		1			
24		3			
25					
26					
27		1			
28		2			2
29	1				1
30		2			
31					
32	1	1			1
33	1	3			1
34	1	1			
35			1		
36		3			
37		1	1		1
38		1	2		
39					
40	1	1			
41					
42		3			
43					
44			5		
45		1	1	1	
46		1			
47		1		4	
48		1	2	2	
49		1	1		
50		1	1		
51		1			
52		1		2	
53		1	2	2	
54		3		1	
55				1	
56			1	3	
57		1	2	1	
58			1		
59					
60		5	4	1	
61		1	8	1	
62		3	2	1	
63			4		
64			1	1	

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65		2	2		
66			4	1	
67			1		
68		3	2		
69		4	3	1	
70		1	7		
71			1		
72		2	4	1	
73		3	1	2	
74		1	3		
75			3		
76			1		
77		3	1		
78			2		
79		1	2		
80		1	2		
81		1	2		
82					
83		1	2		
84					
85		1			
86			1		
87			1		
88		1	4		
89			12		
90					
91					
92					
93		1			
94		2			
95					
...					
101		2			
...					
121					
計	(1) 5	(24) 86	(9) 100	(1) 26	(-) 6
合計				(35) 223	

その7 医療職給料表(一)

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
⋮				
14	3			
⋮				
20		1		
21		1		
22	1			
23				
24				
25		1		
26	2			
27				
28		1		
29				
30				
31		1		
32				
33				
34	1			
35		1		
36				
37				
38	2			
39				
40			1	
41				
42				
43				
44				
45				
46		1		
47				
48				
49				
50				1
51				
52				
53				
54				
55			1	
56				
57				
58				2
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				4
66				
67				
68		1		

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
69				
70				
71				
⋮				
89				
⋮				
97				
計	(4) 9	(4) 8	(1) 2	(-) 7
			合計	(9) 26

その8 医療職給料表(二)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
⋮								
17			3					
18								
19								
20		3						
21								
22			1					
23		1						
24								
25		1						
26		1						
27			1					
28								
29		1	2					
30		1					1	
31								
32		1						
33			1					
34			2					
35		2						
36		2						
37		1	1					
38								
39		2						
40		1		1			1	
41		3				2	1	
42				2		1		
43				1				
44		1		1		1	3	
45			1	1			2	
46				1		1		
47			1			2	2	
48				1		1		
49				1		1		
50		1				2	2	
51				1				
52			1	1				
53								
54				1		5		
55				1		1		
56				1		2	1	
57				1		1	3	
58						1		
59			1	2			2	
60				3		2	1	
61						4	1	
62						1		
63				1		2		
64						1		
65						3	1	
66						1		
67						1		
68						2		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
69				1	2			
70								
71					2			
72					1			
73					1			
74					2			
75					3			
76					2			
77								
78					1			
79			1		2			
80			1					
81					2			
82					1			
83					1			
84					1			
85					8			
⋮								
105								
⋮								
113								
計	-	(16) 25	(10) 14	(13) 22	(30) 67	(1) 19	(-) 2	-
							合計	(70) 149

その9 医療職給料表(三)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1			2				
2			1				
3							
4							
5			3				
6			1				
7			1				
8							
9		3	1				
10							
11			1				
12		5					
13			1				
14		1		1			
15							
16		2	1				
17				1			
18				2			
19							
20		1	1				
21		2		2			
22			1				
23				1			
24				1			
25		1					
26							
27			1				
28			1				
29				2			
30				1			
31							
32				1			
33							
34							
35				1			
36							
37							
38				2			
39							
40				1			
41							
42						1	
43							
44						2	
45				1			
46						1	
47							
48						1	
49							
50					3		
51				1			
52							
53							
54					1		
55							
56					2		
57				2	1		
58					1		
59							
60					1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61					1		
62					1		
63					2		
64							
65					1		
66							
67						1	
68					2	1	
69					1	5	
70					1		
71				1	1		
72					1		
73					1		
74					1		
75					1		
76					2		
77					1		
78					1		
79					1		
80					1		
81					1		
82					1		
83							
84							
85					1		
86					1		
87							
88							
89							
90					1		
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100				1			
101							
102							
103							
⋮							
113							
⋮							
125							
⋮							
153							
⋮							
169							
計	-	(14) 15	(15) 16	(21) 22	(34) 34	(12) 12	-
						合計	(96) 99

第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	9									9
19	13									13
20	9									9
21	13									13
22	71									71
23	84	1								85
24	82									82
25	87									87
26	51	30								81
27	23	34								57
28	17	58								75
29	13	61								74
30	4	38	27							69
31	6	28	50							84
32	4	21	57							82
33	4	14	70							88
34	1	13	61							75
35		5	75							80
36	1	5	119				2			127
37			119							119
38	1	3	129							133
39		4	110	7				1		122
40		3	113	15						131
41	2	1	111	34		2				150
42			63	74						137
43			62	100	2				1	165
44		1	34	128	11					174
45		4	20	95	58					177
46	1		24	55	109					189
47		1	26	24	122	1				174
48			18	21	158	5				202
49			14	12	139	19				184
50			9	9	116	35				169
51			9	4	124	52				189
52			7	10	87	43	1			148
53			7	14	87	62	4			174
54			9	15	53	57	14		1	149
55			6	12	87	56	15	4		180
56			5	7	67	61	22	9		171
57			9	10	39	46	9	6	4	123
58			4	10	29	46	18	6	6	119
59			6	12	23	35	18	5	7	106
計	496	325	1,373	668	1,311	520	103	31	19	4,846

その2 公安職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	32									32
19	34									34
20	36									36
21	36									36
22	87									87
23	82									82
24	28	73	1							102
25	9	82	3							94
26	14	75	7							96
27	11	89	19							119
28	8	85	24	1						118
29	3	83	42	4						132
30	6	43	63	9						121
31	3	28	68	7						106
32		26	80	30						136
33	5	12	61	41	1					120
34	2	13	64	39						118
35		11	58	52	3					124
36		2	61	65	5					133
37		6	51	90	5					152
38			29	76	7	1				113
39			29	66	9	2				106
40			22	75	14	6	1			118
41		1	15	47	12	3				78
42			8	64	20	13				105
43			8	47	29	10	1			95
44			6	44	18	7				75
45		1		24	20	3	4			52
46		2	1	27	13	5	4			52
47			2	22	16	6	3			49
48			3	14	19	6	5			47
49			2	18	20	5	1			46
50				14	14	4	1			33
51			1	24	18	8	3			54
52			3	13	21	18	5	1		61
53			1	15	19	9	7	2		53
54				8	36	7	4	8	1	64
55				8	31	12	4	4	1	60
56			2	18	22	14	10	4	3	73
57				17	45	14	9	1	3	89
58				13	38	11	11	3	5	81
59			1	7	20	7	6	6	3	50
計	396	632	735	999	475	171	79	29	16	3,532

その3 教育職給料表(一)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		26				26
23	1	43				44
24		61				61
25		72				72
26	2	85				87
27		64				64
28	3	77				80
29	3	99				102
30	2	54				56
31	8	70				78
32	4	66				70
33	6	70				76
34	1	71				72
35	2	72				74
36	6	75				81
37	3	70				73
38	2	76				78
39	1	70	1			72
40	2	64				66
41		71				71
42	5	67	2			74
43	2	94	3			99
44	3	85	4			92
45	1	94	7			102
46	1	103	3			107
47	3	104	4	1		112
48	1	137	9	3		150
49		122	21	7		150
50	1	131	7	6		145
51		166	13	16		195
52	1	158	10	18		187
53		166	13	36	1	216
54		174	13	21	5	213
55		133	15	16	10	174
56		136	12	14	11	173
57	1	108	5	13	20	147
58		97	10	7	13	127
59		78	5	10	14	107
60						
61						
62					1	1
計	65	3,509	157	168	75	3,974

その4 教育職給料表(二)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26		1				1
27						
28		2				2
29		1				1
30		6				6
31						
32		2				2
33		2				2
34		1				1
35		3				3
36		2				2
37		3				3
38		2				2
39		1				1
40						
41		1				1
42		2				2
43		5				5
44		2				2
45		4				4
46		1	1			2
47		3				3
48		1				1
49		2				2
50			2	1		3
51			1	1		2
52		1				1
53						
54				1		1
55		1				1
56						
57		1	1			2
58						
59						
60						
61						
62						
計	-	50	5	3	-	58

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
22		128				128
23		171				171
24		202				202
25		205				205
26		181				181
27		199				199
28		180				180
29		182				182
30		147				147
31		177				177
32		142				142
33		161				161
34		149				149
35		134				134
36		153				153
37		138				138
38		153				153
39		115	2			117
40		124				124
41		131	5			136
42		104	3			107
43		120	9	1		130
44		125	5			130
45		99	13	2		114
46		102	12	3		117
47		134	15	3		152
48		128	29	18	1	176
49		116	23	30	1	170
50		120	25	36	3	184
51		116	12	38	2	168
52		136	7	55	12	210
53		147	10	53	22	232
54		143	6	39	24	212
55		177	15	43	52	287
56		176	15	29	77	297
57		149	8	22	72	251
58		147	8	32	65	252
59		128	4	30	71	233
60						
61					2	2
62					1	1
計	-	5,539	226	434	405	6,604

その6 研究職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23	2					2
24	1	3				4
25	2	8				10
26		3				3
27		2				2
28		1				1
29		7				7
30		5				5
31		7				7
32		3				3
33		2				2
34		6				6
35		4				4
36		7				7
37		4				4
38		5				5
39		4				4
40		3	1			4
41		5	1			6
42		3	4			7
43		3	6			9
44		1	2			3
45			9			9
46			9			9
47			9			9
48			10			10
49			9			9
50			8	1		9
51			4	1		5
52			9	3		12
53			4	2		6
54			3	2		5
55			4	1		5
56			3	6		9
57			3	2		5
58			2	3	3	8
59				5	3	8
計	5	86	100	26	6	223

その7 医療職給料表(一)

級 年齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
22					
23					
24					
25	1				1
26	1				1
27	2				2
28	1				1
29					
30	1				1
31	2				2
32		2			2
33		1			1
34		1			1
35		1			1
36	1				1
37		1			1
38		1			1
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45			1		1
46					
47					
48					
49					
50					
51			1		1
52				1	1
53				1	1
54					
55				1	1
56					
57		1			1
58				1	1
59					
60					
61					
62					
63				2	2
64				1	1
計	9	8	2	7	26

その8 医療職給料表(二)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24		1							1
25		1							1
26		2							2
27									
28		4							4
29		4							4
30		4							4
31		1	1						2
32		2	2						4
33		1							1
34		1	1						2
35			2						2
36			1	1					2
37		2	1	2					5
38			1	5					6
39			1	2					3
40			1	2					3
41		1		1					2
42				4	4				8
43				1					1
44		1		2	3				6
45				2	6				8
46					5				5
47			1		3				4
48					8				8
49			1		4				5
50			1		3				4
51					6				6
52					10	1			11
53					5	3			8
54					1	5			6
55						1			1
56					2	2			4
57					1	2			3
58					4	4	1		9
59					2	1	1		4
計	-	25	14	22	67	19	2	-	149

その9 医療職給料表(三)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22		2						2
23		5						5
24		3						3
25		3	1					4
26			2					2
27		1	1					2
28			3					3
29		1	1					2
30			2					2
31			1					1
32			1	1				2
33			2	3				5
34			1					1
35			1	1				2
36				3				3
37								
38				3				3
39				2				2
40								
41				3				3
42				2				2
43				1				1
44								
45				1	2			3
46					2			2
47				1	3			4
48					4			4
49					5			5
50					3			3
51					1	1		2
52					5	1		6
53					2			2
54					2	2		4
55				1	1	1		3
56					1	2		3
57					2	2		4
58					1	3		4
59								
計	-	15	16	22	34	12	-	99

第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	20		1		18						
公安職	8					2	5	1			
教育職(一)	118		4	114							
小学校・中学校教育職	138		138								
研究職	1		1								
医療職(三)	1					1					
給料表計	286										
60歳	132										
61歳	86										
62歳	40										
63歳	17										
64歳	11										

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	84		32		50		1	1			
公安職	16					8	6	2			
教育職(一)	37	1	36								
小学校・中学校教育職	26		26								
研究職	4		4								
医療職(二)	4		2		2						
医療職(三)	1					1					
給料表計	172										
60歳	69										
61歳	36										
62歳	24										
63歳	26										
64歳	17										

2 民間給与関係

平成29年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、岡山市人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所900事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により、21層に層化し、これらの層から260事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

9,427人（うち初任給関係618人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は51,100人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	238	91	107	40
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業、 建設業	13	9	3	1
製 造 業	109	39	48	22
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	40	16	18	6
卸 売 業 , 小 売 業	26	6	16	4
金 融 業 , 保 険 業、 不動産業, 物品賃貸業	12	7	4	1
教育, 学習支援業、医療, 福祉、 サービス業	38	14	18	6

- 注：1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が22所あった。
 2 調査対象事業所260所に占める調査完了事業所238所の割合（調査完了率）は、91.5%。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、
 「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サ
 ービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	企業規模				
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
新 卒 事 務 員	大 学 卒	193,982	200,333	190,312	186,723
	短 大 卒	175,005	176,847	175,455	167,050
	高 校 卒	161,179	164,561	160,321	155,502
新 卒 技 術 者	大 学 卒	196,987	200,018	198,583	186,666
	短 大 卒	177,602	177,974	180,156	169,513
	高 校 卒	163,121	163,182	163,663	161,728
新 卒 事 務 員 及 新 卒 技 術 者	大 学 卒	195,180	200,203	193,205	186,695
	短 大 卒	176,151	177,357	177,491	168,078
	高 校 卒	162,103	163,925	161,966	158,430

- 注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される
 給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものである。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て支給 する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	11	55.3	867,644	81	867,563	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	53.0	910,859	0	910,859	
	短 大 卒	2	55.0	906,763	0	906,763	
	高 校 卒	3	57.4	818,346	175	818,171	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	工 場 長	13	52.2	694,242	154	694,088	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	9	52.2	710,219	0	710,219	
	短 大 卒	2	51.6	611,402	0	611,402	
	高 校 卒	2	53.0	736,004	1,169	734,835	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	事 務 部 長	258	53.1	564,303	1,160	563,143	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	191	53.3	583,655	526	583,129	
	短 大 卒	11	48.2	435,216	0	435,216	
	高 校 卒	55	53.5	527,353	3,370	523,983	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術 部 長	技 術 部 長	164	52.2	584,836	6,252	578,584	同 上
	大 学 卒	115	52.3	595,219	3,337	591,882	
	短 大 卒	13	51.6	541,875	10,037	531,838	
	高 校 卒	36	52.1	567,196	14,133	553,063	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

注：1 「時間外手当等」とは、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。以下本表において同じ。

2 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成29年4月分平均支給額の欄を(*)としている。以下本表において同じ。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)		
							円
事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
	113	51.4	496,675	6,984	489,691		
	大 学 卒	78	50.8	522,184	8,734		513,450
	短 大 卒	5	50.7	439,417	0		439,417
	高 校 卒	30	52.7	455,541	4,624		450,917
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	人	歳	円	円	円	同 上	
	35	49.2	476,559	3,362	473,197		
	大 学 卒	21	48.5	511,120	3,521		507,599
	短 大 卒	3	44.4	354,314	514		353,800
	高 校 卒	11	51.5	451,503	3,860		447,643
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
	359	49.7	508,613	8,014	500,599		
	大 学 卒	236	49.2	517,039	5,430		511,609
	短 大 卒	27	51.9	447,533	7,046		440,487
	高 校 卒	96	50.4	508,461	14,461		494,000
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	人	歳	円	円	円	同 上	
	444	49.3	506,394	11,572	494,822		
	大 学 卒	230	48.1	506,039	7,243		498,796
	短 大 卒	34	50.0	539,818	17,588		522,230
	高 校 卒	178	50.5	500,874	15,877		484,997
中 学 卒	2	45.1	469,400	0	469,400		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)		
							円
事 務 課 長 代 理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	
	166	46.3	458,090	28,256	429,834		
	大 学 卒	100	45.0	463,148	33,893		429,255
	短 大 卒	21	47.4	423,260	15,112		408,148
	高 校 卒	44	48.2	465,524	22,978		442,546
中 学 卒	1	*	*	*	*		
技 術 課 長 代 理	186	47.5	478,672	26,529	452,143	同 上	
	大 学 卒	89	44.8	474,144	19,537		454,607
	短 大 卒	21	48.4	461,858	32,528		429,330
	高 校 卒	72	50.1	489,357	33,012		456,345
	中 学 卒	4	58.0	468,950	39,283		429,667
事 務 係 長	651	45.6	433,355	53,214	380,141	係の長及び係長級専門職	
	大 学 卒	374	43.3	445,074	59,392		385,682
	短 大 卒	60	46.9	358,922	30,258		328,664
	高 校 卒	213	49.0	431,879	48,266		383,613
	中 学 卒	4	47.4	331,292	31,124		300,168
技 術 係 長	798	45.3	463,637	74,850	388,787	同 上	
	大 学 卒	282	40.1	424,065	70,891		353,174
	短 大 卒	39	42.2	399,712	64,212		335,500
	高 校 卒	475	48.1	487,051	77,616		409,435
	中 学 卒	2	51.9	356,139	3,742		352,397

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)		
							円
事 務	事 務 主 任	391	40.2	345,638	43,102	302,536	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	228	38.0	352,255	46,883	305,372	
	短 大 卒	79	42.7	317,521	31,847	285,674	
	高 校 卒	84	44.4	354,099	43,216	310,883	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	298	43.2	427,158	59,877	367,281	同 上
	大 学 卒	85	38.1	330,377	47,048	283,329	
	短 大 卒	26	39.8	330,108	50,742	279,366	
	高 校 卒	187	45.0	464,543	64,515	400,028	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 員	2,385	37.0	286,006	28,190	257,816	
	大 学 卒	1,234	34.4	294,832	29,926	264,906	
	短 大 卒	387	39.9	265,781	23,506	242,275	
	高 校 卒	762	39.6	281,573	27,702	253,871	
	中 学 卒	2	42.8	276,007	11,382	264,625	
種	技 術 係 員	1,648	32.5	331,002	58,915	272,087	
	大 学 卒	770	31.9	339,539	70,131	269,408	
	短 大 卒	184	33.9	325,430	55,745	269,685	
	高 校 卒	693	32.6	326,295	52,107	274,188	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 支 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	11	55.3	867,644	81	867,563	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	53.0	910,859	0	910,859	
	短 大 卒	2	55.0	906,763	0	906,763	
	高 校 卒	3	57.4	818,346	175	818,171	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	9	51.3	762,995	216	762,779	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	51.8	814,836	0	814,836	
	短 大 卒	2	51.6	611,402	0	611,402	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	115	53.2	640,467	512	639,955	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	92	53.5	645,485	101	645,384	
	短 大 卒	4	48.1	483,629	0	483,629	
	高 校 卒	19	52.8	641,785	2,410	639,375	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	77	54.5	653,006	4,025	648,981	同 上
	大 学 卒	64	54.2	649,029	2,952	646,077	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	12	56.3	672,935	10,022	662,913	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	52	51.2	623,716	13,261	610,455	
	短 大 卒	45	50.7	600,334	15,364	584,970	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	6	55.0	741,679	2,600	739,079	
技 術	技 術 部 次 長	7	51.1	546,094	296	545,798	同 上
	大 学 卒	7	51.1	546,094	296	545,798	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	224	49.8	553,471	8,618	544,853	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	150	48.9	563,480	5,546	557,934	
	短 大 卒	16	51.8	458,560	4,355	454,205	
	高 校 卒	58	51.5	563,023	17,807	545,216	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	231	50.6	560,190	16,505	543,685	同 上
	大 学 卒	125	49.3	550,790	7,609	543,181	
	短 大 卒	24	51.6	582,791	21,563	561,228	
	高 校 卒	82	52.0	567,130	27,625	539,505	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事務課長代理	104	45.8	501,771	34,696	467,075	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	61	45.1	502,198	38,589	463,609	
	短大卒	11	44.1	470,056	21,129	448,927	
	高校卒	32	47.5	510,538	31,977	478,561	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術課長代理	111	48.0	512,112	28,034	484,078	同 上
	大学卒	53	44.6	505,800	17,926	487,874	
	短大卒	8	48.0	511,401	30,770	480,631	
	高校卒	46	51.0	522,933	37,964	484,969	
	中学卒	4	58.0	468,950	39,283	429,667	
関 係 職	事務係長	347	46.1	491,133	68,560	422,573	係の長及び係長級専門職
	大学卒	200	43.4	509,684	80,486	429,198	
	短大卒	13	47.1	442,829	44,275	398,554	
	高校卒	132	50.1	468,612	53,332	415,280	
	中学卒	2	40.2	405,598	33,603	371,995	
種	技術係長	520	46.1	492,980	85,467	407,513	同 上
	大学卒	152	40.0	451,644	85,414	366,230	
	短大卒	10	44.0	471,745	104,396	367,349	
	高校卒	358	48.5	509,454	85,124	424,330	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	214	39.7	382,615	57,784	324,831	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	130	37.1	381,088	60,064	321,024	
	短 大 卒	38	43.4	348,872	42,796	306,076	
	高 校 卒	46	44.5	419,554	64,502	355,052	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	188	44.3	465,600	66,303	399,297	同 上
	大 学 卒	30	36.7	337,247	51,163	286,084	
	短 大 卒	7	36.8	381,370	75,681	305,689	
	高 校 卒	151	45.4	483,244	67,882	415,362	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 員	1,011	36.2	307,507	34,887	272,620	
	大 学 卒	537	33.4	310,806	36,172	274,634	
	短 大 卒	133	40.5	296,656	30,448	266,208	
	高 校 卒	340	39.2	305,910	34,438	271,472	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 係 員	1,017	31.3	330,808	57,048	273,760	
	大 学 卒	417	30.4	338,342	70,917	267,425	
	短 大 卒	98	31.4	324,724	53,456	271,268	
	高 校 卒	502	31.7	327,942	51,043	276,899	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	4	54.3	522,912	0	522,912	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	52.8	487,527	0	487,527	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	117	52.8	516,450	1,925	514,525	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	81	53.0	545,313	1,041	544,272	
	短 大 卒	6	47.4	425,439	0	425,439	
	高 校 卒	29	53.3	463,526	4,525	459,001	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 部 長	66	49.9	534,022	10,065	523,957	同 上
	大 学 卒	39	49.5	535,063	3,946	531,117	
	短 大 卒	10	51.0	556,894	12,511	544,383	
	高 校 卒	17	50.1	518,385	22,128	496,257	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	48	51.6	397,592	3,029	394,563	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	23	50.4	409,393	1,779	407,614	
	短 大 卒	4	51.7	387,562	0	387,562	
	高 校 卒	21	52.8	388,218	4,755	383,463	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	21	47.9	451,390	3,595	447,795	同 上
	大 学 卒	10	46.3	489,176	3,159	486,017	
	短 大 卒	3	44.4	354,314	514	353,800	
	高 校 卒	8	51.2	441,210	5,248	435,962	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	114	49.7	419,852	6,060	413,792	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	70	50.2	427,627	6,220	421,407	
	短 大 卒	8	53.0	408,649	0	408,649	
	高 校 卒	36	48.3	407,315	6,987	400,328	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	177	47.6	445,644	4,973	440,671	同 上
	大 学 卒	86	46.7	456,182	5,659	450,523	
	短 大 卒	10	45.4	416,135	6,149	409,986	
	高 校 卒	79	48.8	437,519	4,225	433,294	
	中 学 卒	2	45.1	469,400	0	469,400	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	45	47.0	387,952	22,352	365,600	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	27	45.0	407,480	34,228	373,252	
	短 大 卒	7	50.7	378,210	12,605	365,605	
	高 校 卒	10	49.1	349,828	1,726	348,102	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 課 長 代 理	65	46.1	424,626	23,817	400,809	同 上
	大 学 卒	35	45.1	424,148	21,938	402,210	
	短 大 卒	12	48.0	434,260	33,235	401,025	
	高 校 卒	18	46.9	419,017	21,413	397,604	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	247	45.0	352,230	30,650	321,580	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	147	43.5	358,825	31,828	326,997	
	短 大 卒	38	47.5	341,613	24,033	317,580	
	高 校 卒	60	47.1	345,267	31,638	313,629	
	中 学 卒	2	54.1	261,942	28,811	233,131	
種	技 術 係 長	184	43.8	372,896	45,428	327,468	同 上
	大 学 卒	80	41.6	374,988	52,522	322,466	
	短 大 卒	16	41.6	382,621	61,492	321,129	
	高 校 卒	86	45.9	369,816	37,553	332,263	
	中 学 卒	2	51.9	356,139	3,742	352,397	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	135	41.5	299,356	22,571	276,785	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	79	40.1	311,883	26,682	285,201	
	短 大 卒	29	42.4	290,918	18,219	272,699	
	高 校 卒	27	44.3	274,771	16,070	258,701	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	89	40.2	322,567	42,319	280,248	同 上
	大 学 卒	43	39.0	332,193	49,200	282,993	
	短 大 卒	15	39.3	288,601	28,292	260,309	
	高 校 卒	31	42.6	324,115	38,369	285,746	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 員	968	37.5	273,227	22,890	250,337	
	大 学 卒	518	35.6	284,063	24,371	259,692	
	短 大 卒	191	39.3	256,238	20,597	235,641	
	高 校 卒	259	40.1	264,292	21,647	242,645	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 係 員	500	36.5	338,699	69,980	268,719	
	大 学 卒	272	35.0	352,844	76,660	276,184	
	短 大 卒	62	37.3	337,614	65,669	271,945	
	高 校 卒	165	39.0	313,271	59,766	253,505	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

4 規模100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				きま っ て 支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	26	54.1	470,886	62	470,824	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	18	53.3	460,794	89	460,705	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	7	56.6	518,241	0	518,241	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	21	50.7	476,655	1,902	474,753	同 上
	大 学 卒	12	50.6	473,210	3,505	469,705	
	短 大 卒	2	56.0	414,866	0	414,866	
	高 校 卒	7	49.3	500,334	0	500,334	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	13	50.9	489,973	2,136	487,837	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	大 学 卒	10	52.3	511,388	0	511,388	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	47.5	436,203	7,500	428,703	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	7	51.6	499,337	5,405	493,932	同 上
	大 学 卒	4	51.1	517,484	10,508	506,976	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	52.2	480,116	0	480,116	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	21	48.5	424,203	11,694	412,509	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	16	48.1	405,226	0	405,226	
	短 大 卒	3	49.4	455,675	54,679	400,996	
	高 校 卒	2	50.5	528,298	42,325	485,973	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	36	47.9	403,756	8,617	395,139	同 上
	大 学 卒	19	45.5	392,103	12,903	379,200	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	17	50.6	417,231	3,661	413,570	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	17	46.7	404,313	3,783	400,530	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	12	44.6	402,920	5,359	397,561	
	短 大 卒	3	48.8	398,976	0	398,976	
	高 校 卒	2	56.5	420,672	0	420,672	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	10	51.4	376,524	24,229	352,295	同 上
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	8	49.9	388,301	21,242	367,059	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	57	43.7	348,376	36,080	312,296	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	27	41.7	326,704	16,611	310,093	
	短 大 卒	9	43.7	295,141	37,008	258,133	
	高 校 卒	21	46.1	393,816	58,810	335,006	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 係 長	94	40.8	378,444	35,405	343,039	同 上
	大 学 卒	50	37.9	370,129	28,125	342,004	
	短 大 卒	13	41.0	342,361	20,127	322,234	
	高 校 卒	31	45.7	405,561	53,187	352,374	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	42	38.9	265,151	20,605	244,546	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	19	34.8	266,005	17,407	248,598	
	短 大 卒	12	40.4	255,587	23,799	231,788	
	高 校 卒	11	44.0	274,706	22,309	252,397	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	21	41.0	326,728	43,525	283,203	同 上
	大 学 卒	12	38.8	296,364	20,899	275,465	
	短 大 卒	4	48.6	417,165	103,664	313,501	
	高 校 卒	5	39.6	321,292	45,467	275,825	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 員	406	37.7	254,104	22,150	231,954	
	大 学 卒	179	34.4	267,987	24,497	243,490	
	短 大 卒	63	40.9	223,912	17,009	206,903	
	高 校 卒	163	39.7	251,833	21,838	229,995	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 係 員	131	34.1	287,859	32,701	255,158	
	大 学 卒	81	31.1	278,987	26,158	252,829	
	短 大 卒	24	38.7	276,327	29,573	246,754	
	高 校 卒	26	39.9	328,878	57,995	270,883	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事しているものを除く。
	自 家 用 乗 用 車 自 動 車 運 転 手	-	-	-	-	-	
	守 衛	8	50.8	306,182	26,482	279,700	
	用 務 員	5	49.3	281,711	2,346	279,365	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	13	60.7	749,545	0	749,545	
	大 学 教 授	54	58.2	660,919	0	660,919	
	大 学 准 教 授	46	48.0	509,928	0	509,928	
	大 学 講 師	39	43.4	418,791	0	418,791	
	大 学 助 教	16	35.4	359,431	0	359,431	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 指 導 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 諭	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	15	50.8	580,563	0	580,563	
	研 究 室 (係) 長	17	45.3	475,843	4,881	470,962	
	主 任 研 究 員	19	43.7	482,030	17,152	464,878	
	研 究 員	73	40.2	381,724	33,457	348,267	
	研 究 補 助 員	8	42.9	265,874	9,924	255,950	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	3	64.3	2,127,335	67,416	2,059,919	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	7	55.4	1,987,482	171,799	1,815,683	
	医 科 長	17	53.5	1,656,965	125,445	1,531,520	
	医 師	39	43.1	1,279,375	163,117	1,116,258	
	歯 科 医 師	2	39.8	680,656	0	680,656	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)		
							円
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	4	58.5	594,063	21,476	572,587	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	27	35.9	375,877	18,650	357,227	
	診 療 放 射 線 技 師	27	41.6	384,482	26,481	358,001	
	臨 床 検 査 技 師	36	40.4	352,303	22,116	330,187	
	栄 養 士	31	36.8	249,277	11,381	237,896	
	理 学 療 法 士	50	31.5	267,596	7,111	260,485	
	作 業 療 法 士	47	32.2	270,091	2,742	267,349	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	総 看 護 師 長	6	55.7	558,721	37,098	521,623	
	看 護 師 長	72	47.9	391,387	42,019	349,368	
	看 護 師	172	40.1	362,666	39,828	322,838	
准 看 護 師	36	48.0	315,130	41,154	273,976		

その3 再雇用者

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)		
							円
事務・技術関係職種	支店長・工場長	-	-	-	-	その1の1企業規模計の 備考欄参照	
	事務・技術部長	23	63.9	423,193	300		422,893
	事務・技術部次長	2	65.7	421,121	0		421,121
	事務・技術課長	31	62.9	350,357	1,142		349,215
	事務・技術課長代理	38	62.9	288,988	9,162		279,826
	事務・技術係長	41	62.3	245,880	3,707		242,173
	事務・技術主任	3	61.5	237,974	8,508		229,466
	事務・技術係員	234	62.9	263,235	13,479		249,756

2 企業規模計(60歳男性のみ)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)		
							円
事務・技術関係職種	支店長・工場長	-	-	-	-	その1の1企業規模計の 備考欄参照	
	事務・技術部長	8	60.5	455,804	0		455,804
	事務・技術部次長	-	-	-	-		-
	事務・技術課長	5	60.5	378,119	1,173		376,946
	事務・技術課長代理	12	60.5	328,982	11,840		317,142
	事務・技術係長	10	60.5	288,502	8,316		280,186
	事務・技術主任	1	*	*	*		*
	事務・技術係員	35	60.5	305,561	25,504		280,057

第16表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 企業規模		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				岡山県	大学卒	規模計	
500人以上	30.2	(56.4)	(43.6)			(0.0)	69.8
100人以上 500人未満	37.9	(38.7)	(61.3)			(0.0)	62.1
100人未満	27.4	(46.8)	(53.2)			(0.0)	72.6
高校卒	規模計	26.9	(34.4)		(65.6)	(0.0)	73.1
	500人以上	27.7	(45.6)		(54.4)	(0.0)	72.3
	100人以上 500人未満	28.5	(31.6)		(68.4)	(0.0)	71.5
	100人未満	20.6	(14.6)		(85.4)	(0.0)	79.4
全国	大学卒	規模計	48.2	(32.0)	(67.8)	(0.2)	51.8
		500人以上	87.2	(42.3)	(57.3)	(0.4)	12.8
		100人以上 500人未満	51.1	(28.9)	(70.9)	(0.2)	48.9
		100人未満	26.6	(26.4)	(73.3)	(0.3)	73.4
	高校卒	規模計	27.1	(36.9)	(62.7)	(0.4)	72.9
		500人以上	51.2	(49.7)	(50.3)	-	48.8
		100人以上 500人未満	27.2	(34.0)	(66.0)	-	72.8
		100人未満	16.5	(27.3)	(70.8)	(1.9)	83.5

注：1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階		項目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
岡山県	係 員		34.9	10.7	0.0	54.4
	課 長 級		25.9	10.0	0.0	64.1
全国	係 員		27.4	8.4	0.1	64.1
	課 長 級		23.0	8.9	0.1	68.0

注：ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 民間における定期昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階		企業規模	項目	定期昇給制度あり			定期昇給制度なし
				自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
岡山県	係員	規模計	93.8	36.4	84.7	44.7	6.2
		500人以上	91.5	34.9	86.4	59.9	8.5
		100人以上 500人未満	94.4	40.8	82.2	41.4	5.6
		100人未満	97.1	27.1	88.5	24.1	2.9
	課長級	規模計	84.7	33.1	85.9	44.2	15.3
		500人以上	75.3	32.8	88.1	61.1	24.7
		100人以上 500人未満	90.1	35.7	83.7	42.1	9.9
		100人未満	88.8	26.3	88.2	20.4	11.2
全国	係員	規模計	90.7	38.9	74.1	42.7	9.3
		500人以上	95.4	37.9	83.1	54.7	4.6
		100人以上 500人未満	92.1	41.9	74.0	45.7	7.9
		100人未満	86.5	34.7	70.1	32.4	13.5
	課長級	規模計	85.5	32.7	70.2	39.7	14.5
		500人以上	82.4	23.0	71.4	45.7	17.6
		100人以上 500人未満	87.6	35.9	71.5	43.3	12.4
		100人未満	83.5	32.0	67.7	31.1	16.5

注：定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階		項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし
				増額	減額	変化なし		
岡山県	係員	92.5	91.6	28.9	3.4	59.3	1.0	7.5
	課長級	81.5	80.5	24.1	1.5	54.9	1.0	18.6
全国	係員	88.5	87.1	27.2	5.2	54.7	1.4	11.5
	課長級	82.1	80.7	24.5	4.9	51.3	1.4	17.9

注：1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
2 定期昇給実施の各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計と実施の計は一致しない場合がある。

第20表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
82.7	(90.2)	[7.4]	[11.3]	[81.3]

注：1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	岡 山 県	全 国
配 偶 者	12,762円	13,322円
配 偶 者 と 子 1 人	18,475円	18,996円
配 偶 者 と 子 2 人	22,853円	24,257円

注： 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合	
	岡 山 県	全 国
支 給	54.0%	50.2%
非 支 給	46.0%	49.8%
借家・借間居住者に対する住宅 手当月額の最高支給額の中位階層	岡 山 県	全 国
	27,000円以上28,000円未満	30,000円以上31,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第22表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：％)

割増賃金率	岡 山 県				全 国			
	適用従業員		(参考)適用事業所		適用従業員		(参考)適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	4.9	4.9	6.1	6.1	9.0	9.0	6.6	6.6
30%	37.5	42.3	23.6	29.7	33.7	42.6	14.6	21.2
29%	0.0	42.3	0.0	29.7	0.0	42.7	0.0	21.2
28%	2.3	44.7	2.0	31.8	0.5	43.1	0.5	21.7
27%	0.4	45.1	0.8	32.6	1.2	44.4	0.9	22.6
26%	0.5	45.6	1.2	33.8	0.6	44.9	0.5	23.1
25%	54.4	100.0	66.2	100.0	55.1	100.0	76.9	100.0

注： 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第23表 民間における特別給の支給状況

区 分		岡 山 県			全 国		
		事務・技術等従業員		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員		
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	334,269 円		377,797 円	280,523 円		
	上 半 期 (A ₂)	339,560		378,601	280,266		
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	718,239 円		819,301 円	534,051 円		
	上 半 期 (B ₂)	765,489		856,957	523,397		
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.15 月分		2.17 月分	1.90 月分		
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.25		2.26	1.87		
	年 間 計	4.40		4.42			

注： 1 下半年とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは平成29年2月から7月までの期間をいう。

2 全国の年間における支給割合は、事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 職員の場合、年間支給月数は、平均で4.30月である。

第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項目		係 員		課 長 級		部 長 級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
岡 山 県	規 模 計	50.6	49.4	45.7	54.3	45.2	54.8
	500人以上	46.7	53.3	37.2	62.8	35.9	64.1
	100人以上 500人未満	52.0	48.0	49.0	51.0	48.5	51.5
	100人未満	53.4	46.6	51.1	48.9	51.5	48.5
全 国	規 模 計	56.0	44.0	51.7	48.3	51.1	48.9
	500人以上	53.6	46.4	43.1	56.9	41.6	58.4
	100人以上 500人未満	57.6	42.4	53.6	46.4	53.2	46.8
	100人未満	54.7	45.3	52.5	47.5	52.0	48.0

3 生計費関係

平成29年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（岡山市・勤労者世帯）における平成29年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）等により、平成29年4月の費目別標準生計費をもとに算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成28年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成29年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	26,230 円	46,230 円	54,130 円	62,030 円	69,920 円
住居関係費	50,320	62,100	53,020	43,950	34,870
被服・履物費	3,190	8,000	10,420	12,830	15,250
雑費 I	33,730	45,600	62,830	80,080	97,310
雑費 II	9,340	27,200	29,490	31,780	34,060
計	122,810	189,130	209,890	230,670	251,410

参考

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.567	0.664	0.761	0.858
住居関係費	1.142	0.975	0.808	0.641
被服・履物費	0.426	0.554	0.682	0.811
雑費 I	0.321	0.442	0.563	0.684
雑費 II	0.394	0.427	0.460	0.494

4 労働経済関係

第26表 労働経

項目		年 月		平成	平成	平成28年	5	6		
				27年(度)	28年(度)	4 月	月	月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全	きまって支給する給与		(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	289,122	290,030	293,837	287,535	290,273	
		〔調査 産業計〕	うち所定内給与		(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	264,014	265,015	267,569	263,048	265,664
			うち所定外給与		(円) ※年度平均	25,108	25,015	26,268	24,487	24,609
	総実労働時間数		(時間) ※年度平均	148.9	148.3	153.8	142.7	154.0		
	〔調査 産業計〕	うち所定外労働時間数		(時間) ※年度平均	12.8	12.7	13.3	12.2	12.5	
		岡山	きまって支給する給与		(円) 前年比・ 前年同月比(%)	281,698	281,316	284,787	278,830	279,439
	〔調査 産業計〕		うち所定内給与		(円) ※年平均	255,612	255,567	259,153	255,510	254,995
			うち所定外給与		(円) ※年平均	26,086	25,749	25,634	23,320	24,444
	総実労働時間数		(時間) ※年平均	156.2	154.6	157.7	146.2	159.8		
	〔調査 産業計〕	うち所定外労働時間数		(時間) ※年平均	13.8	13.3	13.2	12.2	12.4	
消費支出		全 国	全 世 帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	287,373	282,188	298,520	281,827	261,452	
	勤 労 者 世 帯		(円) 前年比・ 前年同月比(%)	315,379	309,591	338,001	306,721	276,602		
	〔総務省 家計調査〕	岡 山 市	全 世 帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	279,855	300,762	301,202	324,847	278,490	
			勤 労 者 世 帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	300,037	316,737	348,975	326,395	290,963	
物 価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年度比・ 前年同月比(%)	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4		
		岡 山 市	前年度比・ 前年同月比(%)	0.1	0.1	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.3		
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年度比・ 前年同月比(%)	△ 3.2	△ 2.3	△ 4.4	△ 4.6	△ 4.5		
雇 用	常用雇用指数	〔調査 産業計〕	〔厚生労働省毎月 勤労統計調査〕	前年度比・ 前年同月比(%)	1.1	0.9	0.8	0.8	0.9	
	完全失業率(総務省労働力調査)			(%) ※年度平均	3.3	3.0	3.2	3.2	3.1	
	有効求人倍率 (厚生労働省, 岡山労働局)	全 国		(倍) ※年度平均	1.23	1.39	1.33	1.35	1.36	
		岡 山 県		(倍) ※年度平均	1.50	1.70	1.53	1.57	1.57	

- 注: 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模の30人以上の数値である。
 2 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「所定外給与」及び「常用雇用指数」は、平成27年基準である。
 3 「消費支出」は、「全国」、「岡山市」いずれも農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象。
 4 「消費者物価指数」及び「国内企業物価指数」は、平成27年基準である。
 5 「完全失業率」及び「有効求人倍率」の月別の数値は、季節調整値である。

济 指 標

7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月	4月	5月
290,078 0.3	288,290 0.3	289,120 0.3	290,976 0.4	290,747 0.6	290,721 0.5	288,063 0.4	289,344 0.3	291,429 △ 0.2	294,971 0.3	289,051 0.5
265,544 0.4	264,258 0.5	264,977 0.5	265,572 0.5	265,104 0.7	264,861 0.6	263,367 0.6	264,149 0.3	266,100 0.0	268,859 0.6	264,818 0.7
24,534	24,032	24,143	25,404	25,643	25,860	24,696	25,195	25,329	26,112	24,233
151.5	145.0	148.8	148.3	150.5	148.0	139.2	146.7	150.3	153.1	144.7
12.5	11.9	12.5	12.8	13.1	13.1	12.3	12.7	13.1	13.2	12.3
280,013 0.0	279,482 0.5	279,632 0.3	281,756 △ 0.3	282,376 0.4	286,019 0.8	284,721 1.6	284,470 1.5	285,543 0.9	287,431 0.9	283,952 1.8
255,344	254,795	254,332	254,898	255,678	258,994	258,421	256,525	257,821	259,584	258,524
24,669	24,687	25,300	26,858	26,698	27,025	26,300	27,945	27,722	27,847	25,428
156.5	151.3	155.7	154.9	156.2	154.8	145.0	155.1	159.2	156.3	151.1
13.0	12.3	13.6	13.4	13.2	14.2	13.3	14.0	14.1	13.3	12.7
278,067 △ 0.9	276,338 △ 5.1	267,119 △ 2.6	281,961 △ 0.2	270,848 △ 0.9	318,488 0.1	279,249 △ 0.6	260,644 △ 3.4	297,942 △ 1.0	295,929 △ 0.9	283,056 0.4
302,422 △ 3.9	301,442 △ 5.0	296,387 △ 0.8	305,683 △ 1.3	294,019 △ 0.3	349,214 2.6	307,150 △ 1.7	298,092 0.1	337,075 0.7	329,949 △ 2.4	315,194 2.8
276,755 1.5	281,917 3.1	278,209 4.7	309,481 12.3	310,255 17.1	325,596 6.7	307,482 3.3	322,209 17.6	346,188 △ 1.3	293,199 △ 2.7	296,985 △ 8.6
266,526 △ 8.0	278,280 △ 3.5	274,189 2.1	307,442 13.4	329,703 13.6	353,092 11.7	331,183 8.6	333,185 10.7	392,168 △ 6.5	346,378 △ 0.7	326,426 0.0
△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	0.1	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	0.4
△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	0.0	0.7	0.6	1.0	0.9	0.6	0.2	0.5
△ 4.2	△ 3.8	△ 3.3	△ 2.7	△ 2.3	△ 1.2	0.5	1.1	1.4	2.1	2.1
0.8	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.6	1.8
3.0	3.1	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.8	3.1
1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	1.49
1.60	1.61	1.64	1.66	1.67	1.69	1.69	1.67	1.67	1.67	1.69

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成29年10月4日 発行

岡山県人事委員会事務局

〒703-8278

岡山市中区古京町1丁目7番36号(岡山県庁分庁舎2階)

電話 086-226-7559

FAX 086-273-7272